

# 水道料金及び下水道使用料の 改定について

令和5年10月17日  
上下水道部総務課

# 目次

---

1	前回会議（令和5年8月23日開催）の振り返り	
	（1）改定方針・改定（案）	・・・ P 2
	（2）委員からの質問への回答	・・・ P 6
2	料金のしくみ	・・・ P12
3	公営企業としての取り組み	・・・ P16
4	弘前市の水道・下水道使用者の現状	・・・ P18
5	料金体系の検討	・・・ P22
6	料金改定後の財政状況	・・・ P26
7	パブリックコメント	・・・ P28

# 1 前回会議（令和5年8月23日開催）の振り返り

## 料金改定の方針

- ◆ 令和7年度から水道料金と下水道使用料を改定すること
- ◆ 使用者の負担を和らげるため、一度に大幅な値上げをせずに3年おき（令和7年度・10年度・13年度）の3回に分けて段階的に改定すること（激変緩和措置）
- ◆ 3~4人世帯の使用量として多い「ひと月20m<sup>3</sup>」における水道料金・下水道使用料の合計値上げ額を、1回あたり1,000円程度とすること

《本来必要な改定率》  
 令和7年度に水道 28.9%引上げ  
 // 下水道 55.0%引上げ



激変緩和のため  
 令和7・10・13年度の3回に分けて実施

本来必要な料金改定額及び料金改定率(税込)

種別	年度	R7(2025)年度			R17(2035)年度		
	現行	料金	改定額	改定率	料金	改定額	改定率
水道料金	3,922	5,059	1,137	28.9%	5,363	304	6.0%
下水道使用料	3,145	4,875	1,730	55.0%	4,875	—	—
合計	7,067	9,934	2,867	40.5%	10,238	304	3.0%

※現行料金は、使用水量・汚水量を20m<sup>3</sup>/月を標準として算出

激変緩和を考慮した料金改定額及び料金改定率(税込)

種別	年度	R7(2025)年度			R10(2028)年度			R13(2031)年度		
	現行	料金	改定額	改定率	料金	改定額	改定率	料金	改定額	改定率
水道料金	3,922	4,349	427	10.9%	4,827	478	10.9%	5,160	333	6.8%
下水道使用料	3,145	3,707	562	17.9%	4,225	518	13.9%	4,901	676	16.0%
合計	7,067	8,056	989	13.9%	9,052	996	12.3%	10,061	1,009	11.1%

※現行料金は、使用水量・汚水量を20m<sup>3</sup>/月を標準として算出

# 1 前回会議（令和5年8月23日開催）の振り返り

## 現行の料金と改定（案）との比較

◆ 1人世帯の場合の	ひと月の使用水量を	8 m <sup>3</sup>
◆ 2人世帯の場合の	〃	15 m <sup>3</sup>
◆ 3人世帯の場合の	〃	20 m <sup>3</sup>
◆ 4人世帯の場合の	〃	25 m <sup>3</sup>
として計算した金額（税込）は下記のとおりです。		

●世帯人員別の1か月あたりの平均使用水量

世帯人員	使用水量	世帯人員	使用水量
1人	8.1m <sup>3</sup>	4人	23.1m <sup>3</sup>
2人	14.9m <sup>3</sup>	5人	27.8m <sup>3</sup>
3人	19.9m <sup>3</sup>	6人以上	34.1m <sup>3</sup>

参考：東京都水道局「令和2年度生活用水実態調査」

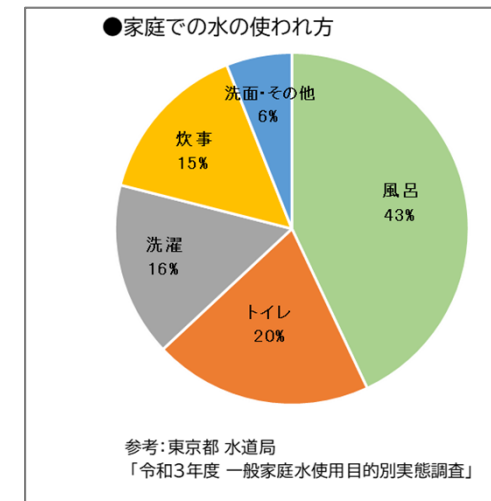
※水道と同じ水量を下水道に排水した場合で計算

【税込】

メーター口径		13mm・20mm			
使用水量		8m <sup>3</sup> /月	15m <sup>3</sup> /月	20m <sup>3</sup> /月	25m <sup>3</sup> /月
イメージ					
現行料金	水道	1,702円	2,812円	3,922円	5,092円
	下水道	1,345円	2,245円	3,145円	4,070円
	合計	3,047円	5,057円	7,067円	9,162円



改定後 料金	水道	1,889円	3,119円	4,349円	5,644円
	(差額)	(+187円)	(+307円)	(+427円)	(+552円)
	下水道	1,587円	2,647円	3,707円	4,797円
	(差額)	(+242円)	(+402円)	(+562円)	(+727円)
	合計	3,476円	5,766円	8,056円	10,441円
	(差額)	(+429円)	(+709円)	(+989円)	(+1,279円)



# 1 前回会議（令和5年8月23日開催）の振り返り

## ◆水道料金 現行と改定（案）

※別途、消費税及び地方消費税が加算されます。

### 現行料金（税抜）

	用途・口径別	基本料金（円）		水道料金（1㎡につき）（円）		
				第1段階	第2段階	第3段階
一般用	13mm・20mm 25mm	0～10㎡まで	1,548	11～20㎡	21～40㎡	41㎡以上
			2,028	202	213	224
	30mm 40mm 50mm 75mm 100mm	/	3,097	1～50㎡	51～200㎡	201㎡以上
			5,979	213	224	235
			10,359	1～500㎡	501～5,000㎡	5,001㎡以上
			31,398			
			50,728			
	150mm	114,699	224	235	245	
	200mm	185,611				

### ※前回提示した体系（案）

◆基本料金10.9%・従量料金10.9% 均一に増額

	用途・口径別	基本料金（円）		水道料金（1㎡につき）（円）		
				第1段階	第2段階	第3段階
一般用	13mm・20mm 25mm	0～10㎡まで	(+170) 1,718	11～20㎡	21～40㎡	41㎡以上
			(+223) 2,251	(+22) 224	(+23) 236	(+24) 248
	30mm 40mm 50mm 75mm 100mm	/	(+340) 3,437	1～50㎡	51～200㎡	201㎡以上
			(+657) 6,636	(+23) 236	(+24) 248	(+25) 260
			(+1,139) 11,498	1～500㎡	501～5,000㎡	5,001㎡以上
			(+3,453) 34,851			
			(+5,580) 56,308			
	150mm	(+12,616) 127,315	(+24) 248	(+25) 260	(+26) 271	
	200mm	(+20,417) 206,028				

	用途・口径別	基本料金（円）		水道料金（1㎡につき）（円）		
				第1段階	第2段階	第3段階
公衆浴場・水泳プール用	13mm・20mm 25mm	0～10㎡まで	1,175	11～20㎡	21～40㎡	41㎡以上
			1,388	106	118	128
	30mm 40mm 50mm 75mm 100mm	/	2,242	1～50㎡	51～200㎡	201㎡以上
			4,058	118	128	139
			6,835	1～500㎡	501～5,000㎡	5,001㎡以上
			19,864			
			31,932			
	150mm	71,339	128	139	149	
	200mm	111,818				

	用途・口径別	基本料金（円）		水道料金（1㎡につき）（円）		
				第1段階	第2段階	第3段階
公衆浴場・水泳プール用	13mm・20mm 25mm	0～10㎡まで	(+129) 1,304	11～20㎡	21～40㎡	41㎡以上
			(+152) 1,540	(+11) 117	(+12) 130	(+14) 142
	30mm 40mm 50mm 75mm 100mm	/	(+246) 2,488	1～50㎡	51～200㎡	201㎡以上
			(+446) 4,504	(+12) 130	(+14) 142	(+15) 154
			(+751) 7,586	1～500㎡	501～5,000㎡	5,001㎡以上
			(+2,185) 22,049			
			(+3,512) 35,444			
	150mm	(+7,847) 79,186	(+14) 142	(+15) 154	(+16) 165	
	200mm	(+12,299) 124,117				

# 1 前回会議（令和5年8月23日開催）の振り返り

- ◆下水道使用料 現行と改定（案）  
※別途、消費税及び地方消費税が加算されます。

現行料金表（税抜）

用途	水 量	使 用 料
一般用	10m <sup>3</sup> まで	基本使用料 <b>1,223円</b>
	11m <sup>3</sup> ～ 20m <sup>3</sup>	1m <sup>3</sup> につき <b>164円</b>
	21m <sup>3</sup> ～ 30m <sup>3</sup>	〃 <b>169円</b>
	31m <sup>3</sup> ～ 50m <sup>3</sup>	〃 <b>231円</b>
	51m <sup>3</sup> ～ 100m <sup>3</sup>	〃 <b>279円</b>
	101m <sup>3</sup> ～ 500m <sup>3</sup>	〃 <b>287円</b>
	501m <sup>3</sup> ～	〃 <b>299円</b>
公衆浴場用 水泳プール用 冷却用	10m <sup>3</sup> まで	基本使用料 <b>1,223円</b>
	11m <sup>3</sup> ～	1m <sup>3</sup> につき <b>46円</b>

※前回提示した体系(案)

◆基本料金17.9%・従量料金17.9% 均一に増額

用途	水 量	使 用 料
一般用	10m <sup>3</sup> まで	基本使用料 (+220) <b>1,443円</b>
	11m <sup>3</sup> ～ 20m <sup>3</sup>	1m <sup>3</sup> につき (+29) <b>193円</b>
	21m <sup>3</sup> ～ 30m <sup>3</sup>	〃 (+30) <b>199円</b>
	31m <sup>3</sup> ～ 50m <sup>3</sup>	〃 (+41) <b>272円</b>
	51m <sup>3</sup> ～ 100m <sup>3</sup>	〃 (+50) <b>329円</b>
	101m <sup>3</sup> ～ 500m <sup>3</sup>	〃 (+51) <b>338円</b>
	501m <sup>3</sup> ～	〃 (+53) <b>352円</b>
公衆浴場用 水泳プール用 冷却用	10m <sup>3</sup> まで	基本使用料 (+220) <b>1,443円</b>
	11m <sup>3</sup> ～	1m <sup>3</sup> につき (+8) <b>54円</b>

# 1 前回会議（令和5年8月23日開催）の振り返り

## 水道事業 減価償却費の内訳について

### 【概要】

#### ①有形固定資産減価償却

既往分の減価償却費は、R3年度までに整備を行った現有資産の減価償却費であり、建物、土木、配管類、電気・機械類など、耐用年数により減価償却した費用を積み上げた合計で、R3までは決算値。

#### ②無形固定資産

ダム使用权の費用。ダム使用权は、H28年度に取得し、取得価格は1,309,006,531円。H29以降55年の減価償却期間があり、定額法で算定。

【水道事業（決算書：会計に関する書類における注記）】

固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産の減価償却の方法

減価償却の方法

機械及び装置、車両運搬具並びに工具、器具及び備品

定率法

その他 定額法による。

主な耐用年数

建物 15～50年

構築物 40年

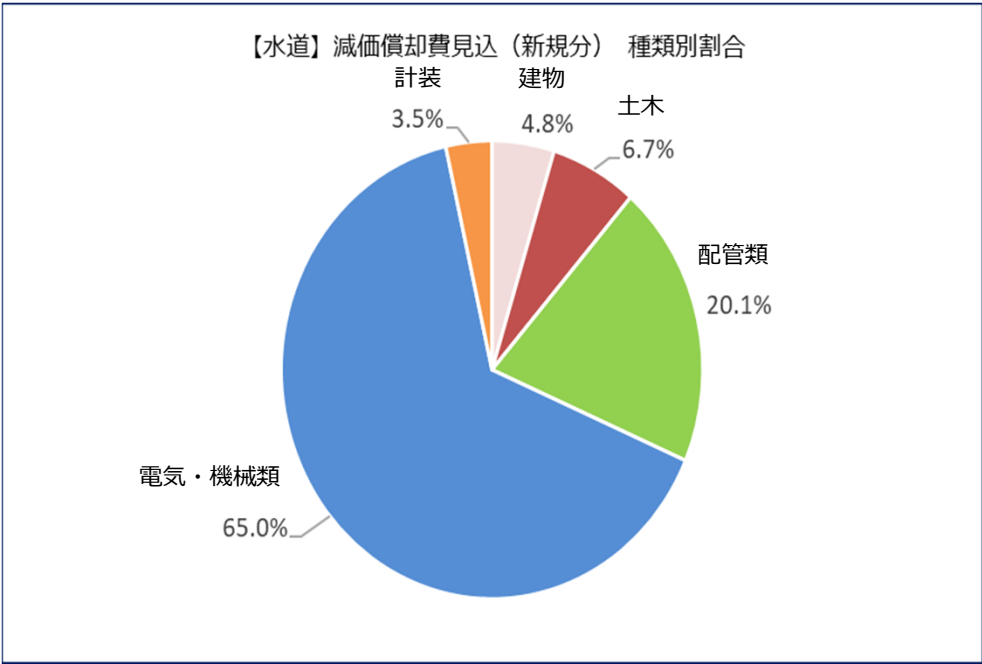
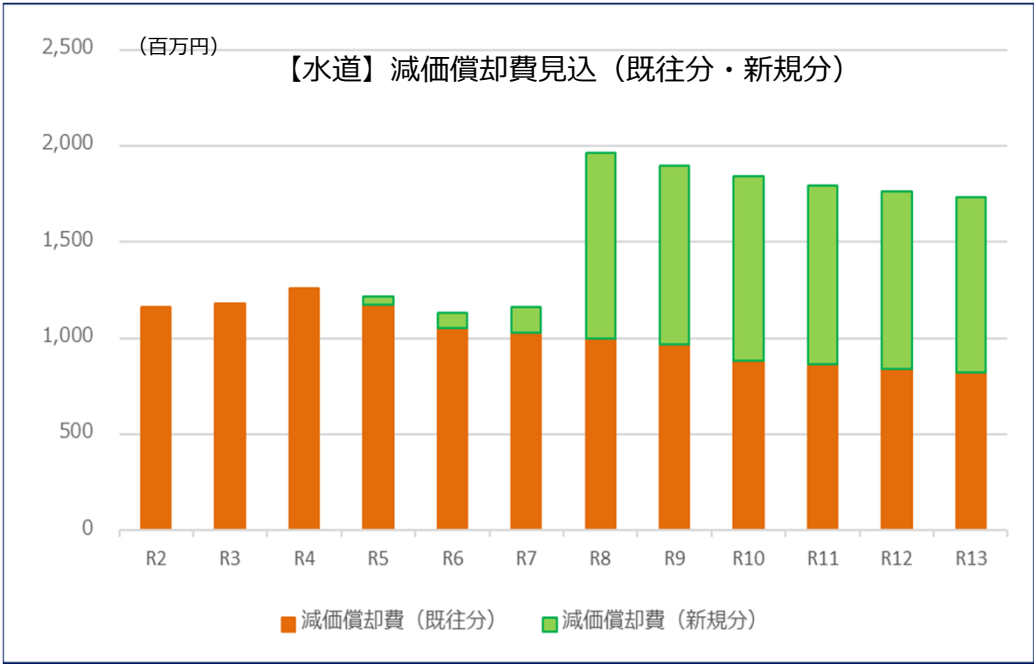
機械及び装置 8年～20年

(2)無形固定資産

減価償却の方法 定額法による

項目	年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度
営業収益	(1)給水収益	3,635,313	3,585,020	3,570,349	3,536,434	3,499,149	3,435,876	3,379,531	3,356,929	3,680,125	3,636,198	3,602,284	3,939,396	3,891,392	3,843,673	4,071,851
	水道料金	3,635,313	3,585,020	3,570,349	3,536,434	3,499,149	3,435,876	3,379,531	3,356,929	3,680,125	3,636,198	3,602,284	3,939,396	3,891,392	3,843,673	4,071,851
	(2)受託工事収益	784	703	440	1,670	321	1,682	1,400	793	796	799	802	805	808	811	814
(3)その他営業収入	102,747	101,828	102,520	102,991	105,353	111,423	114,049	107,901	108,333	108,766	109,201	109,638	110,077	110,517	110,959	
	小計	3,738,844	3,687,551	3,673,309	3,641,095	3,604,823	3,548,981	3,494,980	3,465,623	3,789,254	3,745,763	3,712,287	4,049,839	4,002,277	3,955,001	4,183,624
営業費用	(1)原水及び浄水費	1,049,443	1,039,668	1,061,332	1,072,356	996,536	1,079,947	1,048,675	1,088,336	1,085,894	1,099,543	1,098,653	1,094,042	1,091,492	1,088,972	1,082,657
	(2)配水費	216,901	225,766	251,036	201,478	222,684	298,928	267,026	275,230	276,313	275,861	277,091	278,099	279,194	280,295	281,530
	(3)給水費	209,100	215,289	214,429	235,471	233,459	233,771	239,015	249,295	250,296	251,299	252,307	253,317	254,331	255,351	256,371
	(4)受託工事費	2			900		1,199	900	910	914	918	922	926	930	934	938
	(5)業務費	292,472	293,153	280,511	287,946	304,955	311,980	319,399	312,364	313,613	314,863	316,120	317,382	318,656	319,931	321,211
	(6)雑費	297,487	143,157	173,748	193,480	154,246	197,167	185,301	188,226	188,981	189,735	190,492	191,250	192,010	192,769	193,531
	(7)減価償却費	1,150,342	1,153,677	1,154,504	1,187,239	1,203,634	1,280,438	1,239,266	1,157,287	1,184,776	1,988,780	1,922,938	1,866,060	1,816,416	1,785,130	1,759,686
	有形固定資産減価償却費	1,125,449	1,128,799	1,129,633	1,162,368	1,178,763	1,255,567	1,214,394	1,132,415	1,159,904	1,963,908	1,898,066	1,841,188	1,791,544	1,760,258	1,734,814
無形固定資産減価償却費	24,893	24,878	24,871	24,871	24,871	24,871	24,871	24,872	24,872	24,872	24,872	24,872	24,872	24,872	24,872	
(8)資産減耗費	33,522	40,638	26,672	51,091	22,387	33,861	44,958	34,862	34,862	34,862	34,862	34,862	34,862	34,862	34,862	
	小計	3,249,269	3,111,348	3,162,232	3,229,961	3,137,901	3,437,291	3,344,540	3,306,510	3,335,649	4,155,861	4,093,385	4,035,938	3,987,891	3,958,244	3,930,786
	営業利益	489,575	576,203	511,077	411,134	466,922	111,690	150,440	159,113	453,605	-410,098	-381,098	13,901	14,386	-3,243	252,838
営業外収益	(1)受取利息及び配当金	43	62	32	40	43	40	42	44	44	44	44	44	44	44	44
	(2)長期前受金戻入	49,248	51,891	56,348	61,086	65,998	69,948	69,752	76,414	84,812	91,478	112,356	117,375	122,238	126,874	132,375
	(3)一般会計補助金	86,180	93,633	100,797	96,445	84,414	69,767	49,274	33,229	17,575	9,262	8,290	7,618	7,039	6,589	6,252
	(4)加入金	104,490	99,165	77,675	70,200	63,105	69,761	72,981	63,105	63,105	63,105	63,105	63,105	63,105	63,105	63,105
	(5)雑収益	24,778	40,870	23,418	17,806	21,451	24,502	22,893	25,973	26,077	26,181	26,286	26,391	26,497	26,603	26,709
	小計	264,739	285,621	258,270	245,577	235,011	234,018	214,942	198,765	191,613	190,070	210,081	214,533	218,923	223,215	228,485
営業外費用	(1)支払利息及び企業債取崩費	293,918	272,259	250,708	230,117	211,317	193,927	187,539	191,992	218,631	216,348	211,248	206,779	199,908	194,222	187,723
	(2)その他営業外費用	7,871	9,323	9,857	9,497	10,125	1,954	1,954	9,335	9,335	9,335	9,335	9,335	9,335	9,335	9,335
	小計	301,789	281,582	260,565	239,614	221,442	195,881	187,539	201,327	227,966	225,683	220,583	216,114	209,243	203,557	197,058
	経常利益	452,525	580,242	508,782	417,097	480,491	149,827	177,843	156,551	417,252	-445,711	-391,600	12,320	24,066	16,415	284,265
	特別利益	3,087	12,072	123	890	232	518	718								
	特別損失	155,280	154,418	7,840	5,634	8,678	7,161	8,007	7,384	7,384	7,384	7,384	7,384	7,384	7,384	7,384
	当年度純損益 ①	300,332	437,896	501,065	412,353	472,045	143,184	170,554	149,167	409,868	△453,095	△398,984	4,936	16,682	9,031	276,881

# 水道事業 減価償却費の内訳





# 1 前回会議（令和5年8月23日開催）の振り返り

## 下水道事業 減価償却費の内訳について

### 【概要】

#### ①減価償却費 既往分

既往分の減価償却費は、R3年度までに整備を行った現有資産の減価償却費であり、建物、土木、管渠類、電気・機械類など、耐用年数により減価償却した資産を積み上げた費用の合計で、R3までは決算値。R4以降は推計値を使用。

#### ②減価償却費 新規分

R4年度以降、投資計画に基づき整備を行う建物、構築物、機械及び装置の減価償却費であり、各耐用年数により減価償却した資産を積み上げた費用の合計。R4以降は推計値を使用。

#### ③無形固定資産 施設利用権

岩木川流域下水道施設利用権は、岩木川流域下水道が事業着手した昭和54年度から毎年負担しており、当年度末の施設利用権高は、毎年、当年度の建設負担金を増額しつつ、過年度の建設負担金を減価償却することで算定。 減価償却期間：35年

### 【下水道事業（決算書：会計に関する書類における注記）】

#### 固定資産の減価償却の方法

##### (1)有形固定資産の減価償却の方法

減価償却の方法 定額法による。

・主な耐用年数

建物 8～50年

構築物 50年

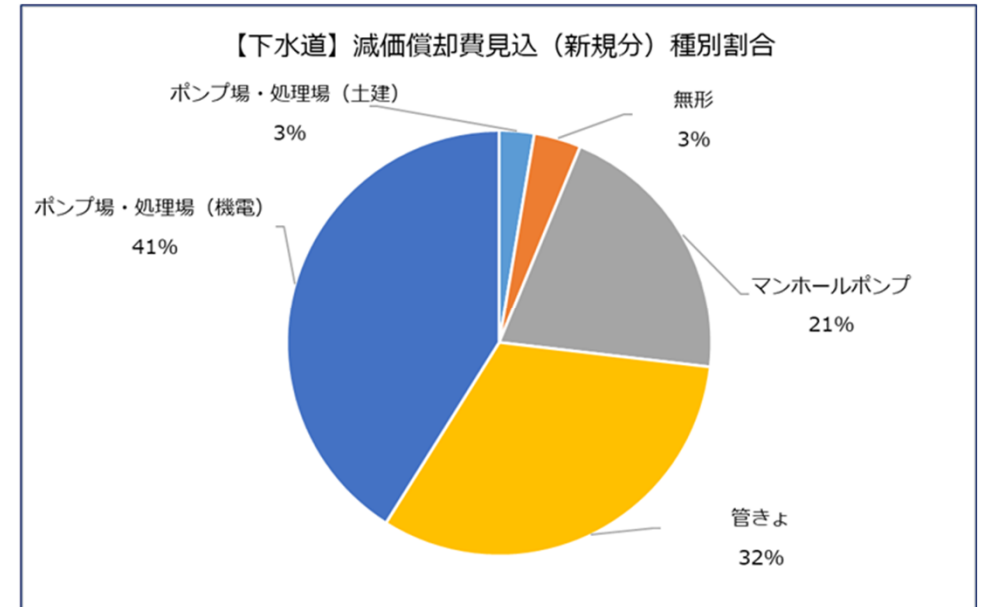
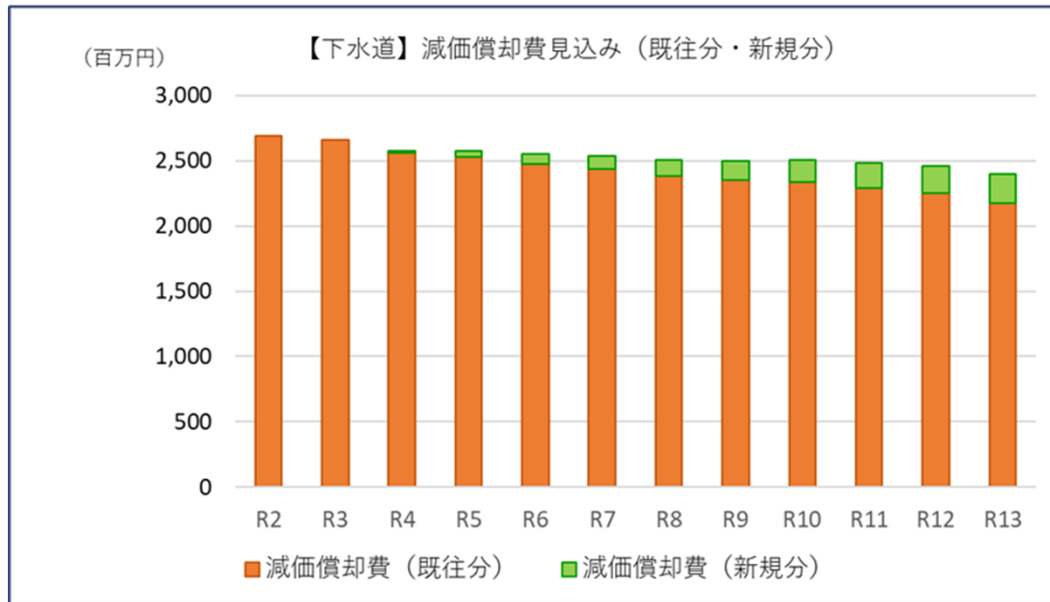
機械及び装置 5～30年

##### (2)無形固定資産

減価償却の方法 定額法による。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
下水道事業収益	5,514,437	5,405,285	5,358,467	5,122,141	5,007,771	4,908,798	5,325,013	5,225,813	5,136,080	5,434,003	5,344,147	5,251,188	5,497,813
営業収益	3,454,513	3,375,535	3,345,528	3,259,570	3,207,326	3,156,370	3,608,064	3,552,214	3,497,411	3,819,806	3,762,478	3,706,124	4,063,849
下水道使用料	3,016,388	2,965,237	2,949,481	2,883,429	2,850,690	2,818,215	3,287,419	3,209,075	3,209,075	3,546,364	3,503,148	3,460,164	3,830,557
雨水処理負担金	433,256	405,851	391,994	371,408	351,903	333,422	315,912	299,322	283,603	268,709	254,597	241,227	228,559
受託工事収益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他営業収益	4,869	4,447	4,053	4,733	4,733	4,733	4,733	4,733	4,733	4,733	4,733	4,733	4,733
営業外収益	2,001,466	2,021,082	2,011,278	1,862,219	1,800,093	1,752,076	1,716,597	1,673,247	1,638,318	1,613,845	1,581,317	1,544,713	1,433,612
受取利息及び配当金	14	16	15	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14
他会計負担金	1,047,598	1,025,192	993,675	952,308	913,301	877,714	844,725	813,550	783,937	755,770	729,063	703,957	680,350
長期前受金戻入(既往分)	941,590	944,743	931,941	905,335	874,197	845,137	830,262	809,813	798,463	795,148	779,227	761,692	738,841
長期前受金戻入(新規分)	0	0	0	3,581	11,600	28,230	40,615	48,890	54,922	61,933	72,032	78,069	13,426
雑収益	12,264	51,131	85,647	981	981	981	981	981	981	981	981	981	981
特別利益	58,458	8,668	1,661	352	352	352	352	352	352	352	352	352	352
過年度損益修正益、貸倒引当金戻入等	58,458	8,668	1,661	352	352	352	352	352	352	352	352	352	352
下水道事業費用	5,046,159	5,082,287	5,032,055	5,149,788	5,152,867	5,130,579	5,082,976	5,020,707	4,993,575	4,969,098	4,921,116	4,893,452	4,842,552
営業費用	4,434,460	4,534,376	4,545,826	4,715,230	4,758,763	4,765,632	4,750,423	4,716,151	4,713,435	4,708,762	4,679,486	4,670,118	4,634,465
管渠費	218,768	232,583	208,132	232,054	218,948	220,110	220,988	228,502	229,415	230,334	231,255	232,180	233,105
ポンプ場費	52,458	51,653	52,721	58,545	59,761	60,086	60,326	60,568	60,810	61,054	61,297	61,543	61,789
処理場費	301,054	291,304	307,373	362,087	371,726	373,910	375,394	360,409	361,838	363,272	364,709	366,158	367,608
受託工事費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
業務費	125,732	128,069	132,716	146,138	130,618	131,139	131,664	132,190	132,720	133,251	133,783	134,318	134,855
雑費	114,756	112,960	106,074	160,007	122,659	123,147	123,631	124,122	124,612	125,106	125,600	126,094	126,587
減価償却費(既往分)	2,677,029	2,687,284	2,658,582	2,560,447	2,532,629	2,472,810	2,434,318	2,385,751	2,355,972	2,338,161	2,291,818	2,235,997	2,174,597
減価償却費(新規分)	0	0	0	17,511	41,258	77,185	103,810	123,976	142,306	167,402	190,170	205,576	227,602
資産減耗費	26,991	5,999	4,941	10,812	12,328	9,210	7,738	8,322	8,770	8,766	8,572	8,519	8,584
うち、現金支出なし	12,625	5,999	4,861	6,562	4,764	4,937	4,864	4,803	4,813	4,835	4,837	4,832	4,829
流域下水道管理運営費負担金	918,172	1,024,524	1,074,387	1,157,639	1,268,835	1,298,039	1,292,553	1,292,311	1,296,991	1,281,417	1,272,281	1,299,729	1,299,729
その他営業費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
営業外費用	609,098	543,084	477,817	430,181	389,727	360,535	328,142	300,145	275,728	255,924	237,219	218,922	203,676
支払利息	600,401	532,985	468,596	421,421	380,968	351,776	319,382	291,385	266,969	247,165	228,459	210,163	194,916
その他営業外費用	8,697	10,099	9,221	8,759	8,759	8,759	8,759	8,759	8,759	8,759	8,759	8,759	8,759
特別損失	2,601	4,827	8,412	4,377	4,377	4,412	4,412	4,412	4,412	4,412	4,412	4,412	4,412
職員給与費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	2,601	4,827	8,412	4,377	4,377	4,412	4,412	4,412	4,412	4,412	4,412	4,412	4,412
損益	468,278	322,998	326,412	▲27,647	▲145,096	▲221,781	242,037	205,106	142,506	464,905	423,031	357,736	655,261

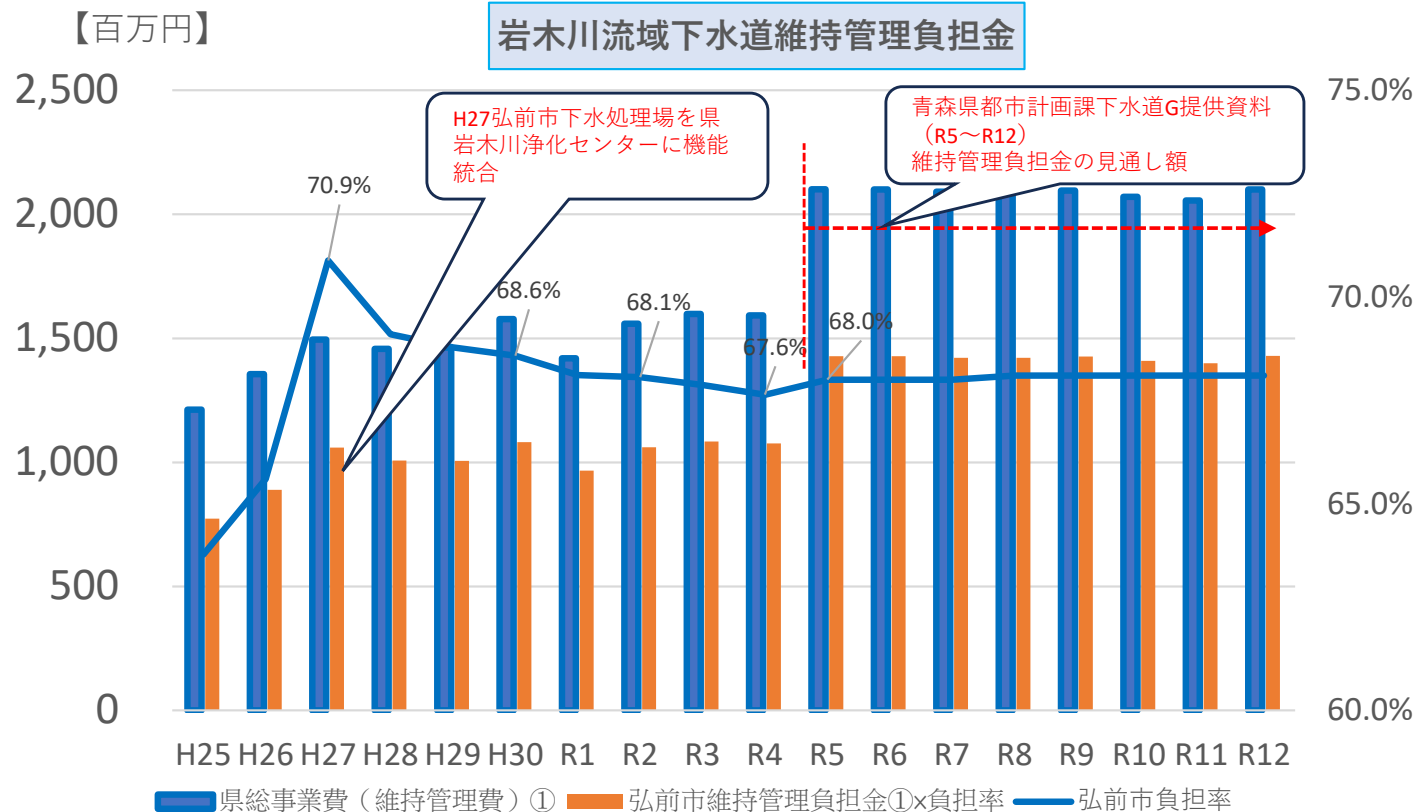
# 下水道事業 減価償却費の内訳



# 1 前回会議（令和5年8月23日開催）の振り返り

## 岩木川流域下水道維持管理負担金が増えている要因について

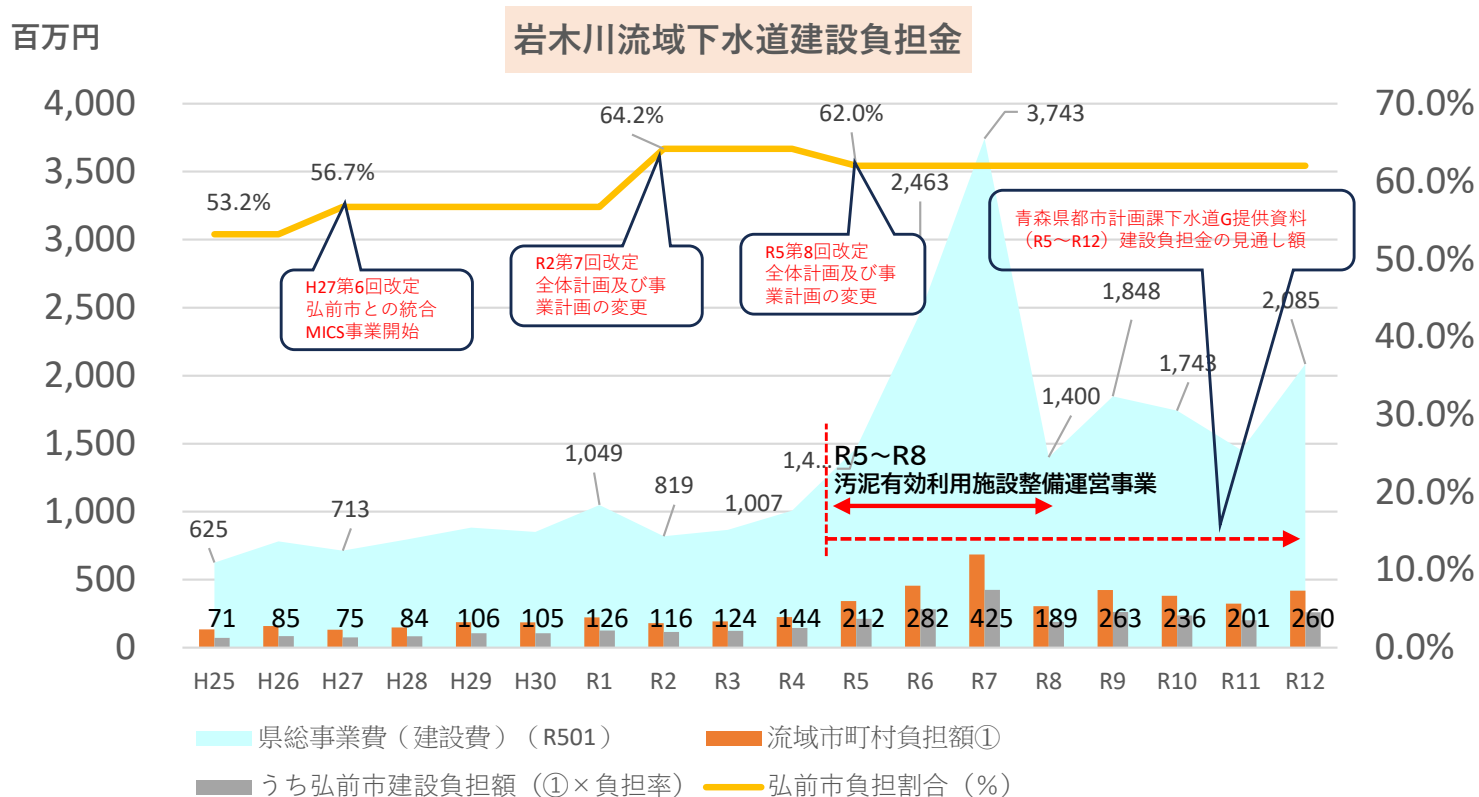
- 県管理施設の老朽化が進むポンプ場等の修繕費用の増加、燃料費、光熱費等の物価高騰に伴う指定管理委託料の増加によるもので、R6以降も同様の見込みで推移するものと伺っているもの。（R4岩木川流域下水道事業連絡協議会（第2回総会）R12までの見直し額）
- 負担金の額は、各市町村等の有収水量の割合により決定されている。
- 有収水量（年度末）が確定すると、翌年度に差額が精算され各市町村へ還付又は追加徴収となる。
- R5維持管理負担金の内訳（例）（a）3.7億円 起債元利償還金（b）19.6億円 管理に要する費用（c）△2.3億円地方交付税）  
維持管理負担金21億円 弘前市負担率68% ∴21億円×68%≒14.2億円



# 1 前回会議（令和5年8月23日開催）の振り返り

## 岩木川流域下水道建設負担金が増えている理由について

- 岩木川流域下水道建設負担率は、岩木川流域下水道事業計画及び構成団体が作成する公共下水道事業計画の計画汚水量等に基づき算定。
  - 施設老朽化に伴う県施設の改築更新事業に対する市町村負担金で、施設老朽化に伴い増額傾向にあるもの。
  - R5～R8までは汚泥有効利用施設整備運営事業に着手するため、事業費が大幅に増額。（汚泥焼却施設老朽化→汚泥肥料化施設へ改築）
- （R4岩木川流域下水道事業連絡協議会（第2回総会）R12までの見通し額）
- R8～R12 耐震・耐水化事業
  - R5～R12 老朽化した施設の改築更新事業



# 1 前回会議（令和5年8月23日開催）の振り返り

## 県内他市の料金改定の状況について

【水道】	直近の料金改定期期	直近の料金改定率	備考
青森市	H27. 4. 1	0. 0%	一市二制度解消のため、改定率の変化はなし。
八戸圏域水道 企業団	H23. 10. 1	0. 0%	—
黒石市	R3. 4. 1	△10. 0%	R4. 4に水道事業と簡易水道事業統合により、簡易水道供給区域の料金改定実施。 (14. 1%)
平川市	H18. 1. 1	無回答	—
つがる市	R3. 4. 1	5. 7%	—
五所川原市	H27. 4. 1	詳細➡	一部の給水料金について30%～55%引き下げ。
三沢市	R元年度	16. 4%	—
十和田市	H7. 10. 1	18. 5%	—
むつ市	H22. 5～H28. 5	旧川内地区21. 88%、 旧大畑地区21. 11%、 旧脇野沢地区21. 30%	旧むつ地区の水道料金へ段階的に統一改定。
津軽広域水道 企業団	R3. 4. 1	12. 3%	用水供給。

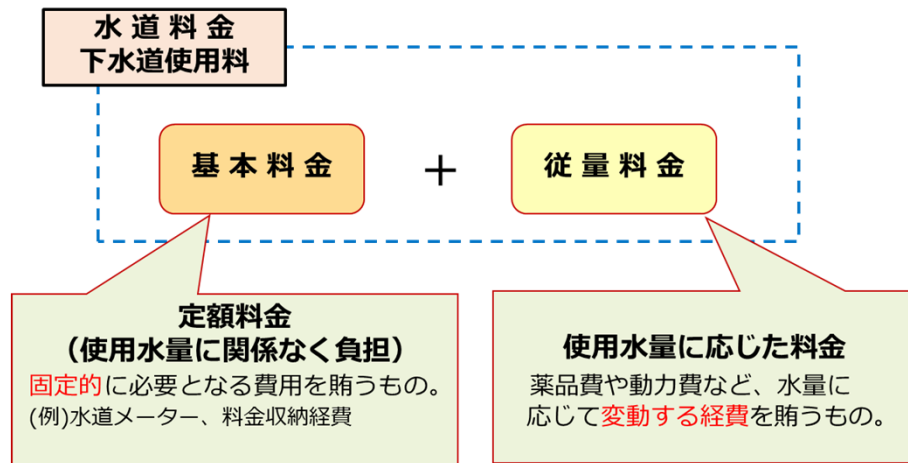
# 1 前回会議（令和5年8月23日開催）の振り返り

## 県内他市の料金改定の状況について

【下水道】	直近の料金改定時期	料金改定率	備考
青森市	H27.4.1	0.0%	一市二制度解消のため、改定率の変化はなし。
八戸市	H23.10.1	増収目的の改定ではない	—
黒石市	—	—	—
平川市	H18.1.1	無回答	—
つがる市	H29.4.1	22.6%	—
五所川原市	H27.4.1	詳細➡	公共下水道使用料の算定方法を水道料金の65%とする水道料金比例制から、使用した水量に応じた累進従量制に変更することに伴い、従量使用料を改定。
三沢市	H17.6.1	30.0%	—
十和田市	H7.10.1	25.0%	—
むつ市	H29.6~R1.6	9.5%~38.7%	旧むつ地区の下水道使用料へ段階的に統一改定。

## 2 料金のしくみ 《料金体系について》

弘前市の水道料金・下水道使用料は、使用水量に関わらず負担していただく『基本料金』と、使用水量に応じて負担していただく『従量料金』で構成されています。**（二部料金制）**



基本料金に、「基本水量」として**一定水量を設定・付与する**場合があります。また、従量料金については、主に「逓増型」「逓減型」「単一型」に分類されます。  
(ていぞうがた) (ていげんがた)

### 基本水量

公衆衛生を向上し、生活上必要な水使用を促すことを目的として「基本料金」に付与される水量。基本水量内であれば定額料金 (=基本料金) となる。弘前市は、水道（口径13・20・25mm）及び下水道の基本水量を『10㎡』として設定している。  
(使用水量が0~10㎡であれば、基本料金のみ支払いとなる)

弘前市は  
基本水量  
10㎡まで

現行料金表(税抜) **基本料金**

用途・口径別	基本料金(円)		水道料金(1㎡につき)(円)		
	0~10㎡まで		第1段階	第2段階	第3段階
一般用	13mm・20mm	1,548	11~20㎡	21~40㎡	41㎡以上
	25mm	2,028	202	213	224
	30mm	3,097	1~50㎡	51~200㎡	201㎡以上
		5,979	213	224	235
	75mm	10,359	1~500㎡	501~5,000㎡	5,001㎡以上
	100mm	31,398			
	50,728				
	114,699	224	235	245	
	185,611				

【逓増型】多く使うほど単価は高く

基本水量

従量料金

### 従量料金

従量料金は、目的に応じて以下のような従量単価が設定される。  
**逓増型**：使用水量が増加するに従い単価が上がる料金制度  
(水道事業者の67.4%※が逓増型を採用)  
**逓減型**：使用水量が増加するに従い単価が下がる料金制度  
**単一型**：使用水量が多寡に関わらず、単価を均一とした料金制度

※(参考)日本水道協会 水道料金表(令和2年4月1日現在)

弘前市は  
「逓増型」

## 2 料金のしくみ

料金を設定するにあたり、基本料金・従量料金の比率をどのように配分するかによって、それぞれメリット・デメリットがあります。

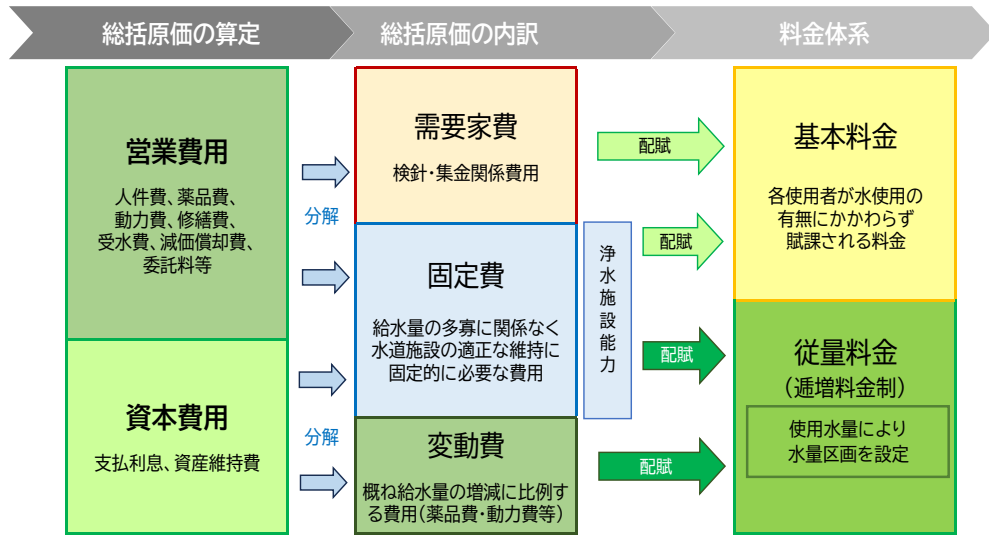
	メリット	デメリット
基本料金の比率を高める	<ul style="list-style-type: none"><li>・水需要の増減に収入が影響されない体系となり、企業経営を安定的に行いやすくなる</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・少量使用者の負担が重くなる（基本水量に満たない使用者は特に負担が重い）</li></ul>
従量料金の比率を高める	<ul style="list-style-type: none"><li>・使った分に応じて賦課されるので公平性が保たれる</li><li>・段階別逓増料金制の場合、多量使用の抑制を図ることができる</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・水需要の増減が経営に与える影響が大きい。</li><li>・有収水量が減少すると、再度の料金値上げを検討せざるを得ないが、節水したにもかかわらず料金の値上げとなると使用者から理解を得にくい</li></ul>
基本料金・従量料金を同率にする	<ul style="list-style-type: none"><li>・すべての使用者に負担を求めるので公平性が保たれる。</li><li>・水需要の増減に収入が影響されない体系となり、企業経営を安定的に行いやすくなる</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・使用者全体の負担が重くなる</li></ul>



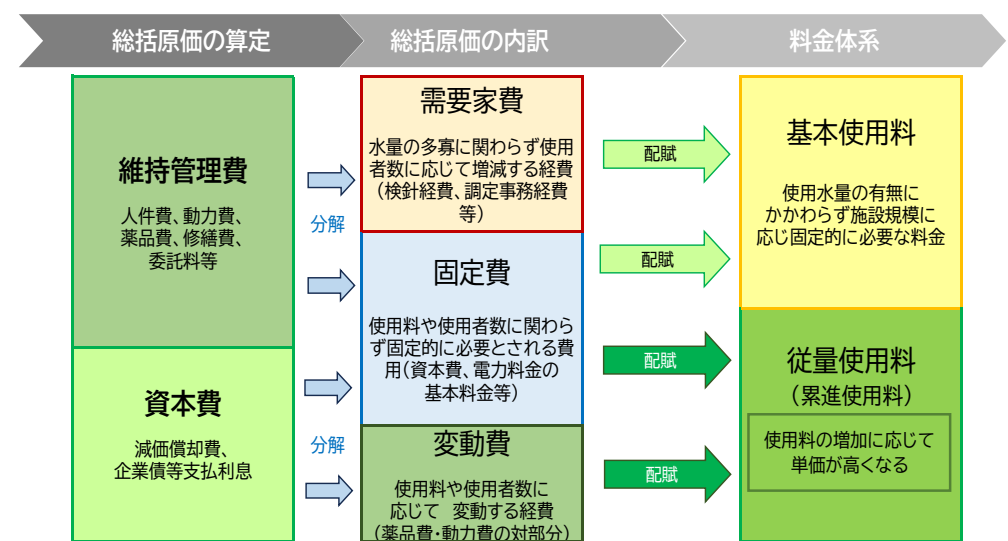
## 2 料金のしくみ 《水道料金・下水道使用料の構成》

経営に必要な費用の合算を「総括原価」として算定し、総括原価と料金収入の総額が一致するように水道料金・下水道使用料を算定しています。（総括原価方式）

「水道料金算定要領」に基づく算定方法



「下水道使用料算定の基本的考え方」に基づく算定方法



○ 水道・下水道ともにその費用の大半が固定費であるものの、全額を基本料金とするのは著しく高額になるため、実際にはその一部を基本料金とし、他を従量料金として賦課するのが妥当とされています。

## 2 料金のしくみ

### 《総括原価と必要な改定率》

○ 令和7年度から令和9年度までに必要な総括原価と、現行の料金収入見込みとの比較です。

#### 水道

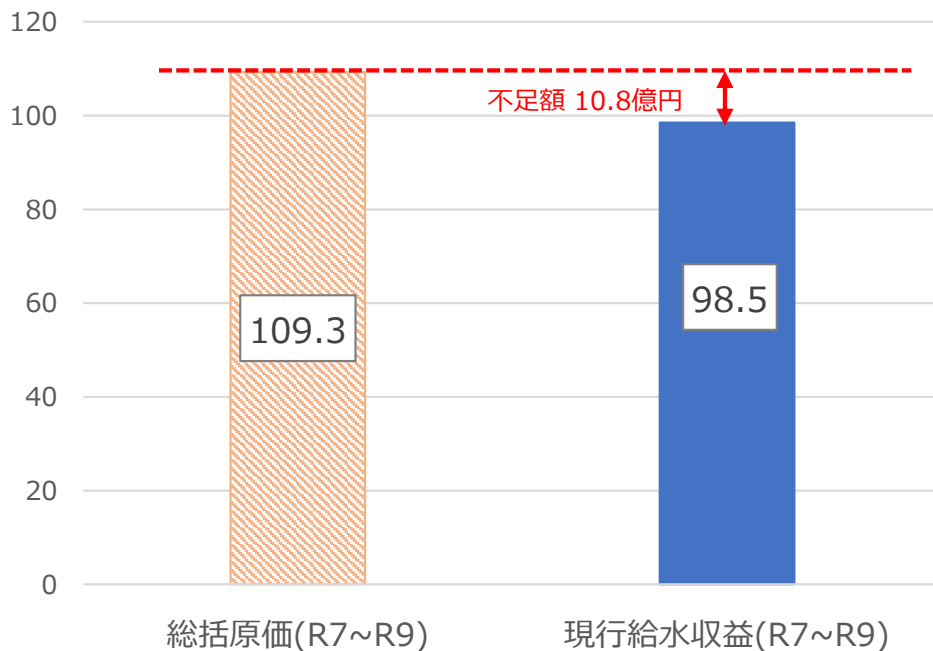
- ◆ 令和7～9年度の不足額 10.8億円
- ◆ 水道料金で必要な改定率 **10.9%**  
(10.8億円÷98.5億円)×100≒10.9%

#### 下水道

- ◆ 令和7～9年度の不足額 14.8億円
- ◆ 下水道使用料で必要な改定率 **17.9%**  
(14.8億円÷82.6億円)×100≒17.9%

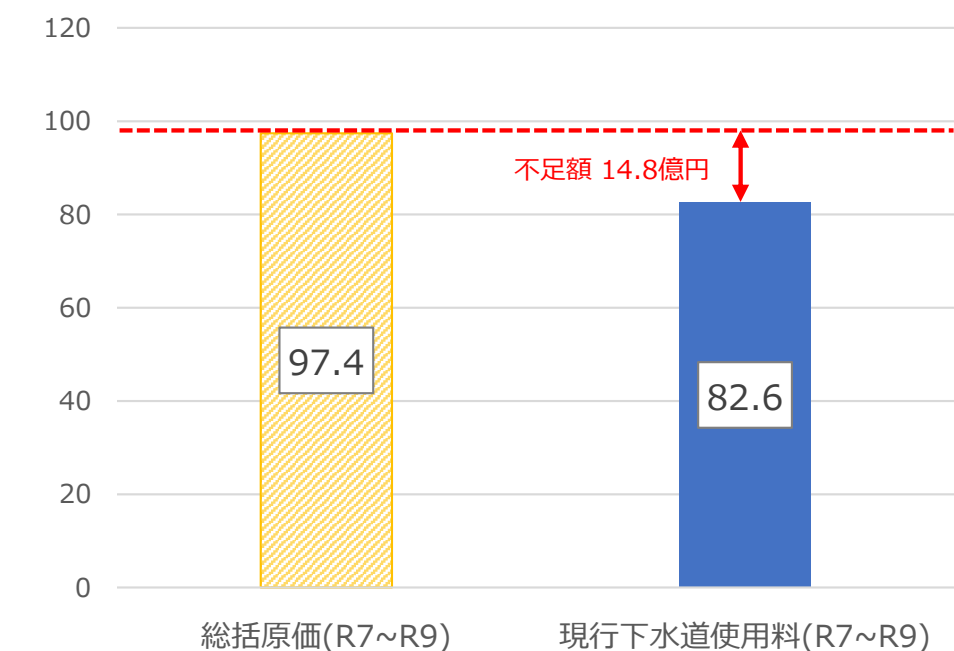
【水道】総括原価 及び 給水収益

単位：億円



【下水道】総括原価 及び 下水道使用料収入

単位：億円

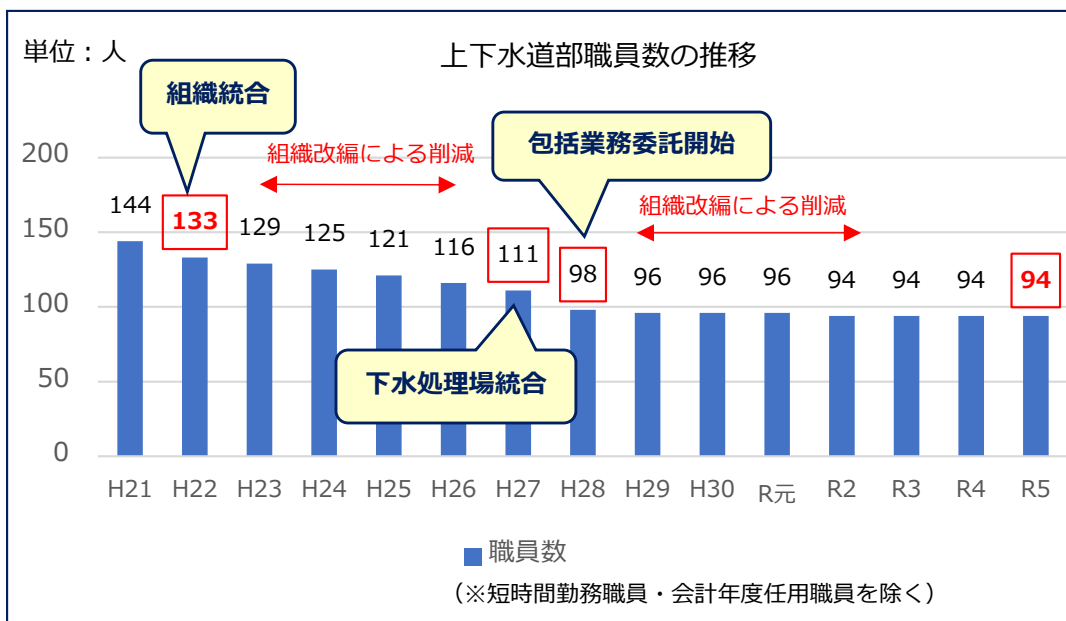


# 3 公営企業としての取り組み

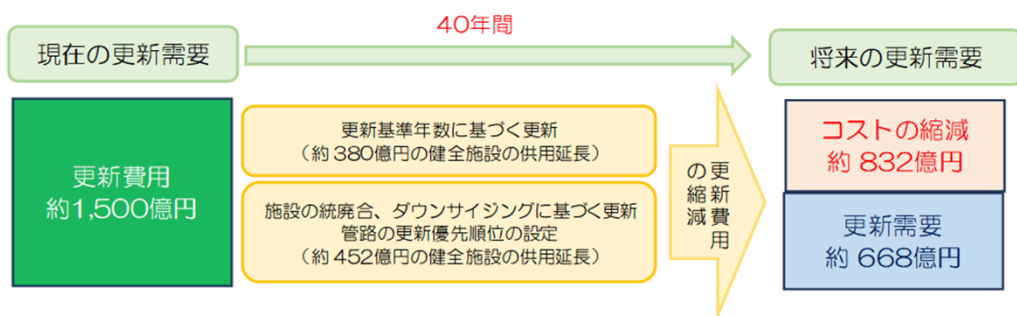
## ○ これまでの経費削減のための主な取り組み（一例）

### ◆ 組織体制の統合・見直しによる職員数の削減

組織統合や包括業務委託のほか、組織体制の見直しによりスリム化を実施。**（組織統合から現在まで、39人の職員を削減）**



### ◆ アセットマネジメント計画に基づく更新費用の削減



### ◆ 包括業務委託の実施・拡充

委託対象**91業務**のうち、許認可等の行為を含まない業務や定量的事務等の包括業務委託を導入

#### 【第1期】 H28.4.1～R3.3.31

- ①メーター関連及び漏水修繕等業務（24業務）  
（水道メーター交換・検針、漏水調査・修繕等）
- ②水道料金等徴収業務（38業務）  
（開始・中止受付、料金収納、滞納整理等）

**合計 62業務**



**5業務を拡充**

#### 【第2期】 R3.4.1～R8.3.31

- ①メーター関連及び漏水修繕等業務（27業務）  
（メーター個人検針、地下埋設物確認、  
管路情報システム入力）
- ②水道料金等徴収業務（40業務）  
（休日・夜間受付対応、現金預金現在高日報作成）

**合計 67業務**

#### 委託効果

収納率向上

市民サービス  
向上

地元雇用

# 3 公営企業としての取り組み

- 今後も「経営戦略」や「アセットマネジメント計画」、現在策定中の「上下水道ビジョン」に基づき、さまざまな取り組みを実施します。

## ◆ ダウンサイジング・災害対策（樋の口浄水場）

水需要に応じた規模縮小による効率化のほか、地震、水害、停電などの災害時でも浄水機能を損なわない施設へ更新

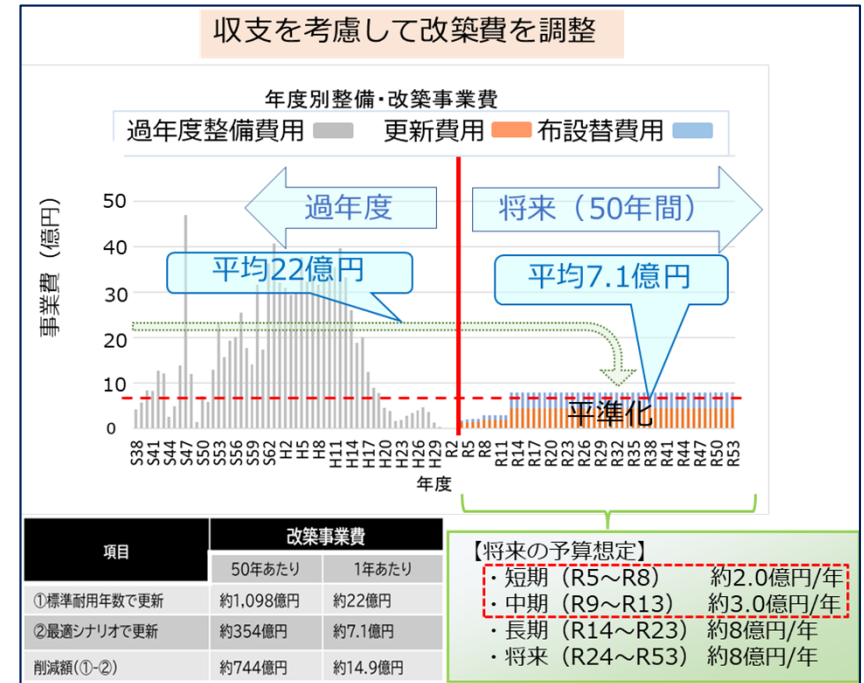
樋の口浄水場	現在	将来 (令和8年4月より)
計画浄水能力 (施設公称能力)	1日あたり60,000m <sup>3</sup>	1日あたり38,000m <sup>3</sup>
	<b>ダウンサイジングによる削減効果：約50億円</b>	
処理方式	浄水処理方式：急速ろ過方式 排水処理方式：天日乾燥  【浄水工程】 ・粉末活性炭→凝集沈殿 →急速ろ過	浄水処理方式：急速ろ過方式 排水処理方式： <b>機械脱水</b>  【浄水工程】 ・粉末活性炭→凝集沈殿 →急速ろ過→ <b>紫外線処理</b> ※ ※クリプトスポリジウム (耐塩素性生物)対策
災害対策 (地震・水害・ 停電)	【地震】耐震性能 × (ほぼ未達)  【水害】浸水対策 △ (土のうによる対策。完全に 浸水を止められない)  【停電】非常用自家発電設備 (連続運転時間 約1日)	【地震】耐震性能 ○ (すべて満足)  【水害】浸水対策 ○ (防水扉等の対策により 施設内に浸水しない施設 となる)  【停電】非常用自家発電設備 (連続運転時間 3日以上)

## ◆ 業務の効率化

官民連携手法の検討・組織体制の見直し（継続）。

## ◆ 施設・整備の長寿命化による投資の平準化

計画的に点検・調査をしながら施設のリスク評価を行い、優先度が高いものから修繕・改築を実施（下水道管路の例）



**削減効果：約14.9億円/年 約744億円/50年**

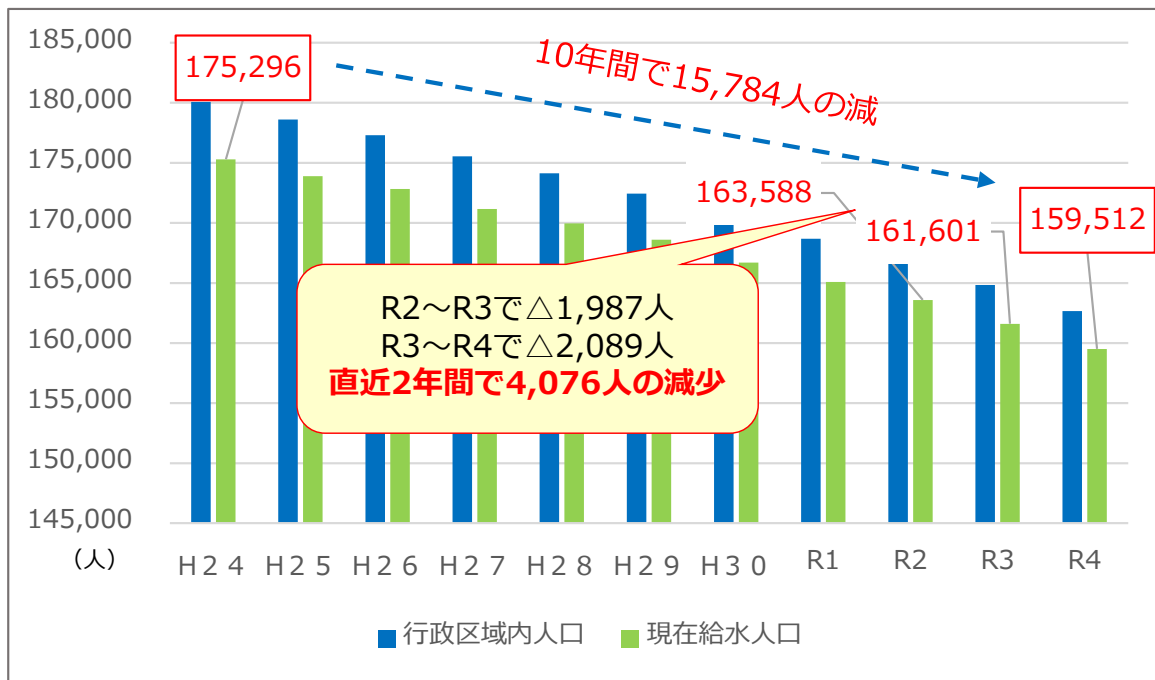
## ◆ 広域化・共同化

事務の広域的処理、施設の統廃合（共同利用）、経営の一体化、事業統合の検討など

# 4 弘前市の水道・下水道使用者の現状 《人口及び世帯》

- 現在給水人口は、H24～R4の10年間で15,784人（9%）減少しています。
- 1世帯あたりの人数では、1人暮らしの世帯が最も多くなっています。（37.0%）
- 2番目に多いのが、2人世帯となっています。（27.7%）
- 平成27年～令和2年の5年間で、1人～2人世帯の割合はさらに増加しています。

●現在給水人口の推移（H24～R4）



現在給水人口・・・実際に給水を行っている常時居住の人口

1人～2人世帯が全体の約65%

●弘前市の一般世帯における1世帯あたりの人数 単位:世帯、%

世帯人員	一般世帯数		構成比		増減率
	令和2年	平成27年	令和2年	平成27年	令和2年～平成27年
一般世帯数	70,743	70,913	100.0	100.0	△ 0.2%
1人	26,170	24,554	37.0	34.6	6.6%
2人	19,583	18,980	27.7	26.8	3.2%
3人	11,931	12,285	16.9	17.3	△ 2.9%
4人	7,992	8,494	11.3	12.0	△ 5.9%
5人	2,985	3,676	4.2	5.2	△ 18.8%
6人	1,331	1,847	1.9	2.6	△ 27.9%
7人以上	751	1,077	1.0	1.5	△ 30.3%
1～4人割合合計			92.9	90.7	

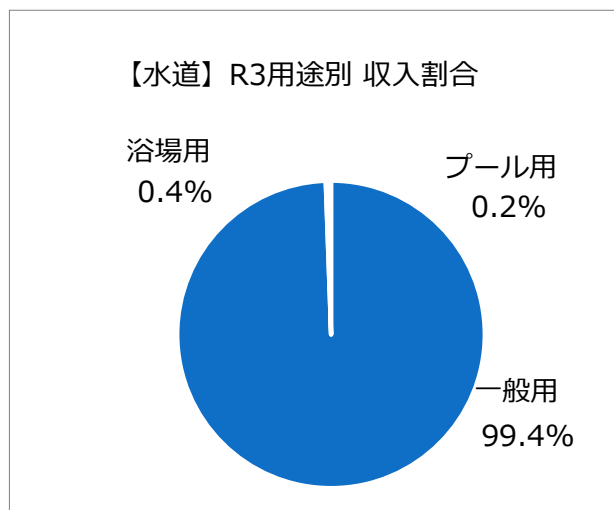
参考:令和2年国勢調査

●弘前市の一般世帯の1世帯あたりの人数(推移)

世帯人員	一般世帯数・世帯人員			増減率	
	令和2年	平成27年	平成22年	令和2年～平成27年	平成27年～平成22年
一般世帯数	70,743	70,913	69,909	△ 0.2%	1.4%
世帯人員	161,574	170,812	177,650	△ 5.4%	△ 3.8%
1世帯あたり人員	2.28人	2.41人	2.54人	△ 5.2%	△ 5.1%

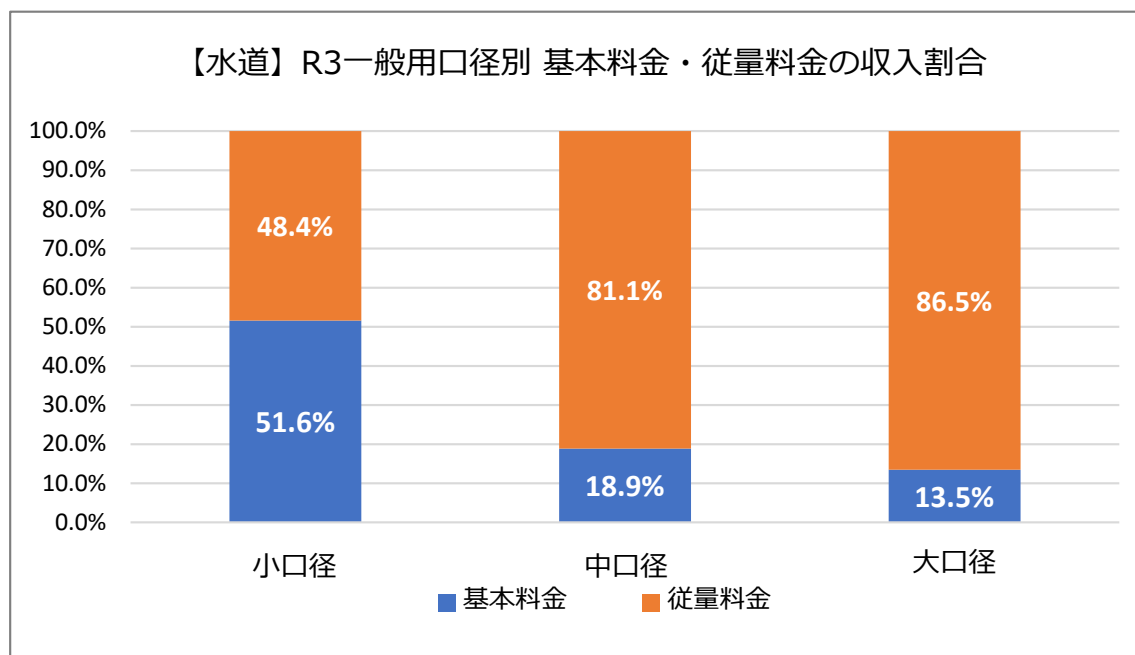
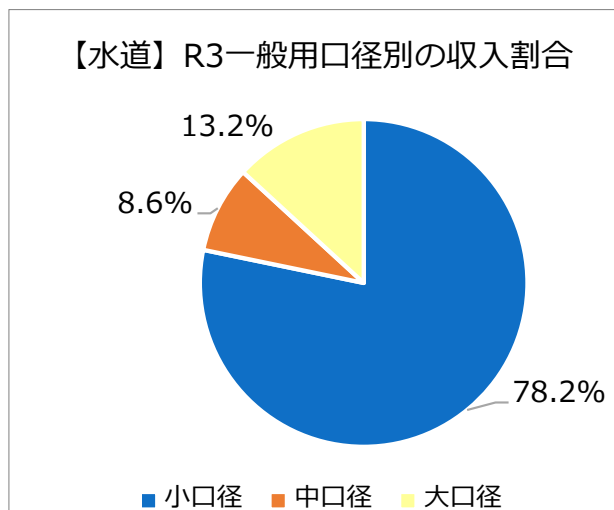
参考:令和2年国勢調査

## 4 弘前市の水道・下水道使用者の現状 《水道》



- 水道使用者の収入割合を用途別に見ると、一般用が大半を占めています。(99.4%)
- 一般用の収入割合を口径別に見ると、小口径が最も多くなっています。(78.2%)
- 一般用の基本料金・従量料金で比較すると、小口径では基本料金の占める割合が51.6%となっています。

⇒水道は【一般用 小口径】の料金収入の増減が経営に与える影響が大きいです。



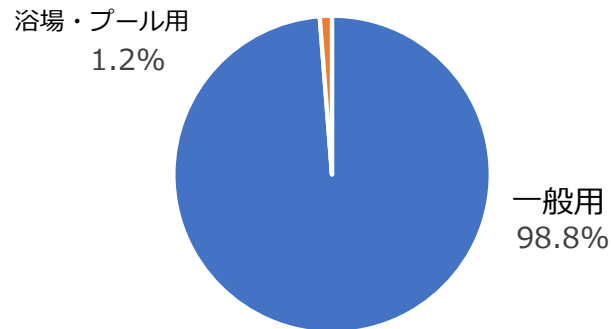
※小口径・・・13・20・25mm

※中口径・・・30・40mm

※大口径・・・50・75・100・150・200mm

## 4 弘前市の水道・下水道使用者の現状 《下水道》

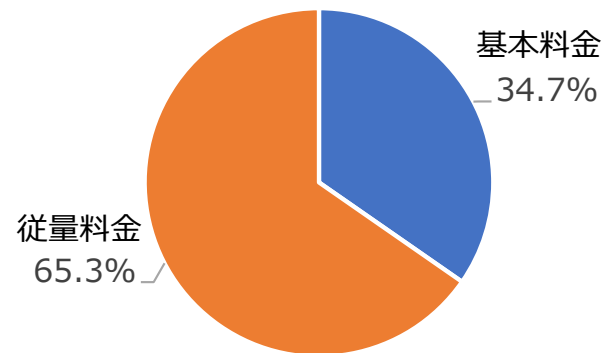
【下水道】R3用途区分別の有収水量割合



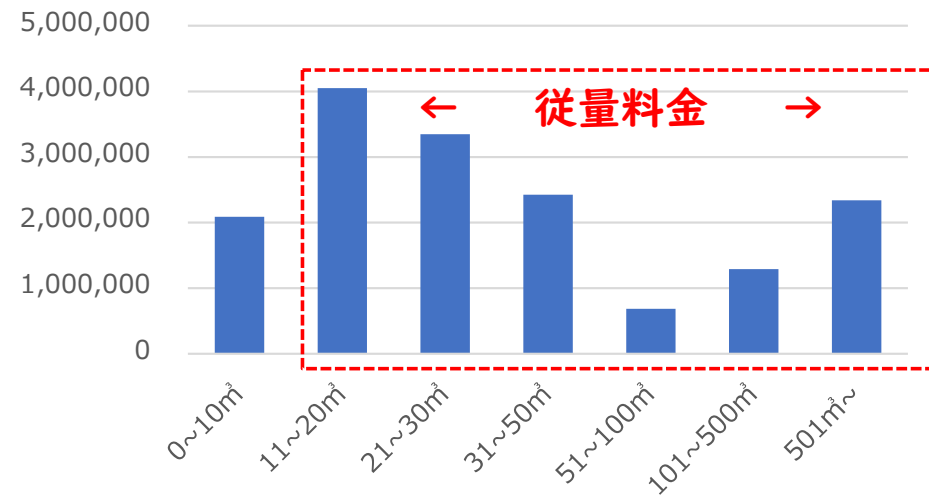
- 下水道使用者の有収水量の割合を見ると、一般用が大半を占めています。(98.8%)
- 収入割合を見ると、基本料金が約1/3(34.7%)、従量料金が約2/3(65.3%)となっています。

⇒下水道は【一般用】の料金収入の増減が経営に与える影響が大きいです。

【下水道】R3基本料金・従量料金収入割合

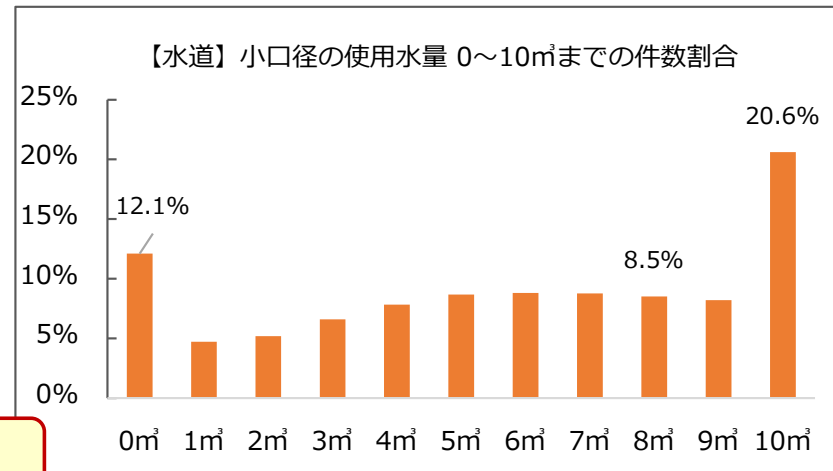
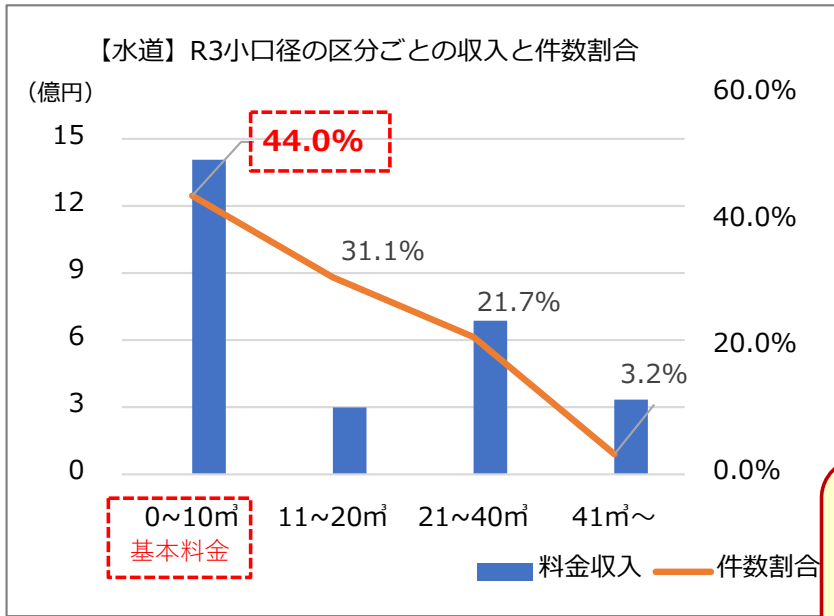


【下水道】R3水量区分ごとの有収水量



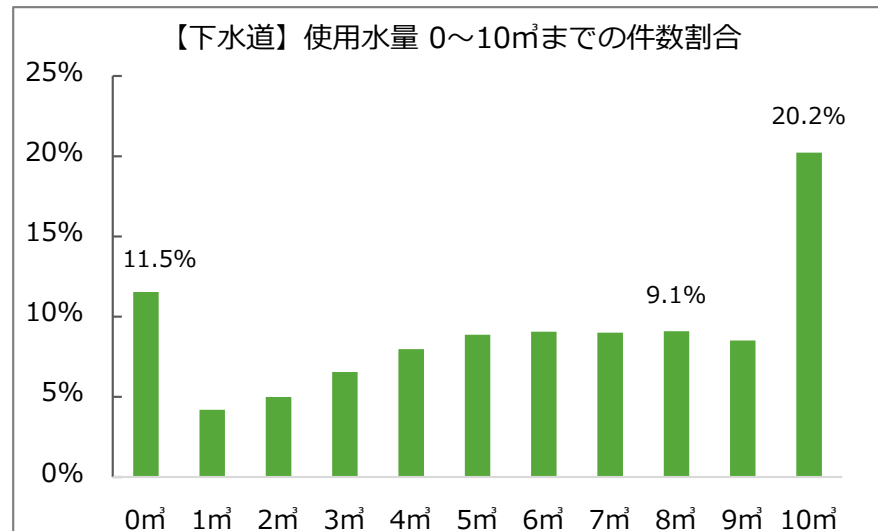
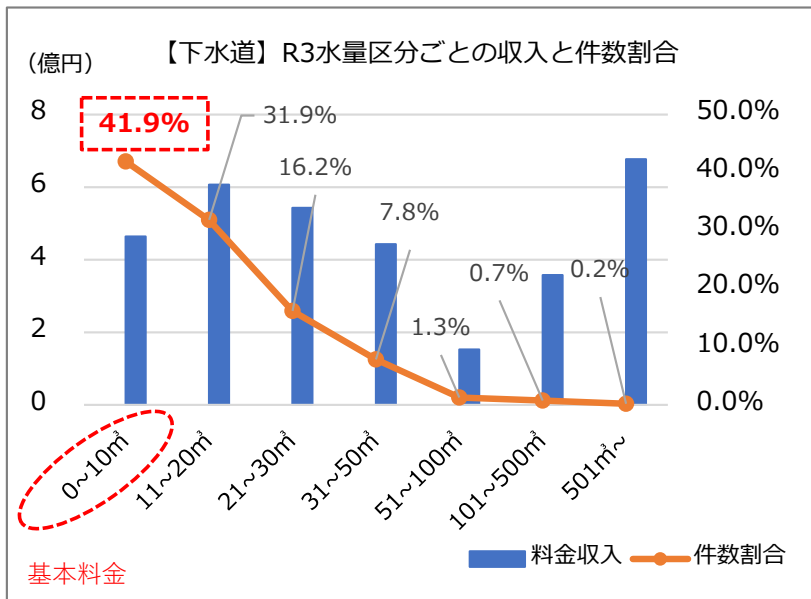
※有収水量・・・処理場で処理した汚水のうち、下水道使用料徴収の対象となる水量

# 4 弘前市の水道・下水道使用者の現状



**まとめ**

弘前市は1人~2人世帯が多く、10m³以下の使用者割合も多いことから、水道料金・下水道使用料の収入を安定的なものにするには、『基本料金』で収入を確保することが重要です。





# 5 料金体系の検討 《水道料金》

- 前回提示した料金体系（案）【パターンA】と、少量使用者へ配慮した場合のシミュレーション【パターンB】との比較です。
- 少量使用者へ配慮した場合、必要な収入を確保するためには不足額（R7～R9で約3億1千万円）を他の使用者へ配分する必要が生じます。

## 【パターンA】

### 前回提示した料金改定(案)《税抜》

◆基本料金10.9%・従量料金10.9% 均一に増額

用途・口径別	基本料金(円) (現行料金との差額)		水道料金(1㎡につき)(円)		
			第1段階	第2段階	第3段階
13mm・20mm 25mm	0～10㎡まで	(+170) 1,718	11～20㎡	21～40㎡	41㎡以上
		(+223) 2,251	(+22) 224	(+23) 236	(+24) 248
30mm 40mm	/	(+340) 3,437	1～50㎡	51～200㎡	201㎡以上
		(+657) 6,636	(+23) 236	(+24) 248	(+25) 260
50mm 75mm	/	(+1,139) 11,498	1～500㎡	501～5,000㎡	5,001㎡以上
		(+3,453) 34,851			
100mm	/	(+5,580) 56,308			
150mm	/	(+12,616) 127,315	(+24) 248	(+25) 260	(+26) 271
200mm	/	(+20,417) 206,028			

用途・口径別	基本料金(円) (現行料金との差額)		水道料金(1㎡につき)(円)		
			第1段階	第2段階	第3段階
13mm・20mm 25mm	0～10㎡まで	(+129) 1,304	11～20㎡	21～40㎡	41㎡以上
		(+152) 1,540	(+11) 117	(+12) 130	(+14) 142
30mm 40mm	/	(+246) 2,488	1～50㎡	51～200㎡	201㎡以上
		(+446) 4,504	(+12) 130	(+14) 142	(+15) 154
50mm 75mm	/	(+751) 7,586	1～500㎡	501～5,000㎡	5,001㎡以上
		(+2,185) 22,049			
100mm	/	(+3,512) 35,444			
150mm	/	(+7,847) 79,186	(+14) 142	(+15) 154	(+16) 165
200mm	/	(+12,299) 124,117			

## 【パターンB】

### 少量使用者へ配慮した場合の影響(シミュレーション)《税抜》

◆13mm及び20mmの0～5㎡までの基本料金を現行据え置き、25mmを2.6%引上げ、小口径の6～10㎡の従量料金を34円/㎡とし、10㎡時点でパターンAと同額(1,718円)になるように設定。不足分を小口径第2・3段階、中口径1～3段階、大口径1～3段階で調整

用途・口径別	基本料金(円) (現行料金との差額)		水道料金(1㎡につき)(円)			
			第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
13mm・20mm 25mm	0～5㎡まで	(+0) 1,548	6～10㎡	11～20㎡	21～40㎡ (17.3%)	41㎡以上 (17.8%)
		(+53) (2.6%) 2,081	(+34) 34	(+22) 224	(+37) 250	(+40) 264
30mm 40mm	/	(+340) 3,437	1～50㎡ (16.4%)	51～200㎡ (17.4%)	201㎡以上 (17.4%)	
		(+657) 6,636	(+35) 248	(+39) 263	(+41) 276	
50mm 75mm	/	(+1,139) 11,498	1～500㎡	501～5,000㎡	5,001㎡以上	
		(+3,453) 34,851		(16.5%)	(17.0%)	(17.5%)
100mm	/	(+5,580) 56,308				
150mm	/	(+12,616) 127,315	(+37) 261	(+40) 275	(+43) 288	
200mm	/	(+20,417) 206,028				

用途・口径別	基本料金(円) (現行料金との差額)		水道料金(1㎡につき)(円)		
			第1段階	第2段階	第3段階
13mm・20mm 25mm	0～10㎡まで	(+129) 1,304	11～20㎡	21～40㎡	41㎡以上
		(+152) 1,540	(+11) 117	(+12) 130	(+14) 142
30mm 40mm	/	(+246) 2,488	1～50㎡	51～200㎡	201㎡以上
		(+446) 4,504	(+12) 130	(+14) 142	(+15) 154
50mm 75mm	/	(+751) 7,586	1～500㎡	501～5,000㎡	5,001㎡以上
		(+2,185) 22,049			
100mm	/	(+3,512) 35,444			
150mm	/	(+7,847) 79,186	(+14) 142	(+15) 154	(+16) 165
200mm	/	(+12,299) 124,117			

※不足分を調整した結果の増加率を(%)で表示

# 5 料金体系の検討 《水道料金》

○【パターンA】と【パターンB】を料金や増加率で比較すると、【パターンB】は中口径・大口径・多量使用者への負担が更に大きくなります。

【パターンA】 《税込》

一 般 用

◆口径13・20mmの場合

使用水量	現 行	改定案	増加額	増加率
0~5m <sup>3</sup>	1,702円	→ 1,889円	187円	10.9%
10m <sup>3</sup>	1,702円	→ 1,889円	187円	10.9%
15m <sup>3</sup>	2,812円	→ 3,119円	307円	10.9%
20m <sup>3</sup>	3,922円	→ 4,349円	427円	10.8%
25m <sup>3</sup>	5,092円	→ 5,644円	552円	10.8%
40m <sup>3</sup>	8,602円	→ 9,529円	927円	10.7%

◆口径25mmの場合

使用水量	現 行	改定案	増加額	増加率
0~5m <sup>3</sup>	2,230円	→ 2,476円	246円	11.0%
10m <sup>3</sup>	2,230円	→ 2,476円	246円	11.0%
20m <sup>3</sup>	4,450円	→ 4,936円	486円	10.9%
25m <sup>3</sup>	5,620円	→ 6,231円	611円	10.8%
40m <sup>3</sup>	9,130円	→ 10,116円	986円	10.7%

◆口径30mmの場合

使用水量	現 行	改定案	増加額	増加率
200m <sup>3</sup>	52,006円	→ 57,530円	5,524円	10.6%

◆口径40mmの場合

使用水量	現 行	改定案	増加額	増加率
200m <sup>3</sup>	55,176円	→ 61,049円	5,873円	10.6%

◆口径50mmの場合

使用水量	現 行	改定案	増加額	増加率
300m <sup>3</sup>	85,194円	→ 94,247円	9,053円	10.6%
505m <sup>3</sup>	135,684円	→ 150,077円	14,393円	10.6%

◆口径75mmの場合

使用水量	現 行	改定案	増加額	増加率
1500m <sup>3</sup>	415,537円	→ 460,336円	44,799円	10.7%

◆口径100mmの場合

使用水量	現 行	改定案	増加額	増加率
1000m <sup>3</sup>	307,800円	→ 340,938円	33,138円	10.7%

◆口径150mmの場合

使用水量	現 行	改定案	増加額	増加率
5000m <sup>3</sup>	1,410,168円	→ 1,563,046円	152,878円	10.8%

【パターンB】 《税込》

一 般 用

◆口径13・20mmの場合

使用水量	現 行	改定案	増加額	増加率	差額(B-A)
0~5m <sup>3</sup>	1,702円	→ 1,702円	0円	0.0%	-187円
10m <sup>3</sup>	1,702円	→ 1,887円	185円	10.8%	-2円
15m <sup>3</sup>	2,812円	→ 3,117円	305円	10.8%	-2円
20m <sup>3</sup>	3,922円	→ 4,347円	425円	10.8%	-2円
25m <sup>3</sup>	5,092円	→ 5,722円	630円	12.3%	78円
40m <sup>3</sup>	8,602円	→ 9,847円	1,245円	14.4%	318円

◆口径25mmの場合

使用水量	現 行	改定案	増加額	増加率	差額(B-A)
0~5m <sup>3</sup>	2,230円	→ 2,289円	59円	2.6%	-187円
10m <sup>3</sup>	2,230円	→ 2,474円	244円	10.9%	-2円
20m <sup>3</sup>	4,450円	→ 4,934円	484円	10.8%	-2円
25m <sup>3</sup>	5,620円	→ 6,309円	689円	12.2%	78円
40m <sup>3</sup>	9,130円	→ 10,434円	1,304円	14.2%	318円

◆口径30mmの場合

使用水量	現 行	改定案	増加額	増加率	差額(B-A)
200m <sup>3</sup>	52,006円	→ 60,730円	8,724円	16.7%	3,200円

◆口径40mmの場合

使用水量	現 行	改定案	増加額	増加率	差額(B-A)
200m <sup>3</sup>	55,176円	→ 64,249円	9,073円	16.4%	3,200円

◆口径50mmの場合

使用水量	現 行	改定案	増加額	増加率	差額(B-A)
300m <sup>3</sup>	85,194円	→ 98,747円	13,553円	15.9%	4,500円
505m <sup>3</sup>	135,684円	→ 157,657円	21,973円	16.1%	7,580円

◆口径75mmの場合

使用水量	現 行	改定案	増加額	増加率	差額(B-A)
1500m <sup>3</sup>	415,537円	→ 483,836円	68,299円	16.4%	23,500円

◆口径100mmの場合

使用水量	現 行	改定案	増加額	増加率	差額(B-A)
1000m <sup>3</sup>	307,800円	→ 356,438円	48,638円	15.8%	15,500円

◆口径150mmの場合

使用水量	現 行	改定案	増加額	増加率	差額(B-A)
5000m <sup>3</sup>	1,410,168円	→ 1,642,546円	232,378円	16.4%	79,500円

※不足分を調整した結果の増加率を(%)で表示

## 5 料金体系の検討 《下水道使用料》

- 前回提示した料金体系（案）【パターンA】と、少量使用者へ配慮した場合のシミュレーション【パターンB】との比較です。
- 少量使用者へ配慮した場合、必要な収入を確保するためには不足額（R7～R9で約1億3千万円）を他の使用者へ配分する必要があります。

### 【パターンA】

前回提示した料金改定(案)《税抜》

◆基本料金17.9%・従量料金17.9% 均一に増額

用途	水量	使用料（円） (現行料金との差額)	
一般用	0～10m <sup>3</sup> まで	基本使用料	(+220) 1,443
	11m <sup>3</sup> ～20m <sup>3</sup>	1m <sup>3</sup> につき	(+29) 193
	21m <sup>3</sup> ～30m <sup>3</sup>	〃	(+30) 199
	31m <sup>3</sup> ～50m <sup>3</sup>	〃	(+41) 272
	51m <sup>3</sup> ～100m <sup>3</sup>	〃	(+50) 329
	101m <sup>3</sup> ～500m <sup>3</sup>	〃	(+51) 338
	501m <sup>3</sup> ～	〃	(+53) 352
	公衆浴場用 水泳プール用 冷却用	0～10m <sup>3</sup> まで	基本使用料
	11m <sup>3</sup> ～	1m <sup>3</sup> につき	(+8) 54

### 【パターンB】

少量使用者へ配慮した場合の影響(シミュレーション)《税抜》

◆0～5m<sup>3</sup>までの基本料金を現行据え置き。  
6～10m<sup>3</sup>の従量料金を44円/m<sup>3</sup>とし、10m<sup>3</sup>時点でパターンAと同額(1,443円)になるように設定。不足分を31m<sup>3</sup>～50m<sup>3</sup>、51m<sup>3</sup>～100m<sup>3</sup>、101m<sup>3</sup>～500m<sup>3</sup>、501m<sup>3</sup>～で調整

用途	水量	使用料（円） (現行料金との差額)	
一般用	0～5m <sup>3</sup> まで	基本使用料	(+0) 1,223
	6～10m <sup>3</sup>	1m <sup>3</sup> につき	(+44) 44
	11m <sup>3</sup> ～20m <sup>3</sup>	〃	(+29) 193
	21m <sup>3</sup> ～30m <sup>3</sup>	〃	(+30) 199
	31m <sup>3</sup> ～50m <sup>3</sup>	〃	(+51) (22.0%) 282
	51m <sup>3</sup> ～100m <sup>3</sup>	〃	(+61) (21.8%) 340
	101m <sup>3</sup> ～500m <sup>3</sup>	〃	(+63) (21.9%) 350
	501m <sup>3</sup> ～	〃	(+66) (22.0%) 365
公衆浴場用 水泳プール用 冷却用	10m <sup>3</sup> まで	基本使用料	(+220) 1,443
	11m <sup>3</sup> ～	1m <sup>3</sup> につき	(+8) 54

※不足分を調整した結果の増加率を(%)で表示

# 5 料金体系の検討 《下水道使用料》

○ 【パターンA】と【パターンB】を料金や増加率で比較すると、【パターンB】は多量使用者への負担が更に大きくなります。

【パターンA】 《税込》

一 般 用				
使用水量	現 行	改定案	増加額	増加率
0~5m <sup>3</sup> まで	1,345円	→ 1,587円	242円	17.9%
10m <sup>3</sup>	1,345円	→ 1,587円	242円	17.9%
15m <sup>3</sup>	2,245円	→ 2,647円	402円	17.9%
20m <sup>3</sup>	3,145円	→ 3,707円	562円	17.8%
25m <sup>3</sup>	4,070円	→ 4,797円	727円	17.8%
30m <sup>3</sup>	4,995円	→ 5,887円	892円	17.8%
40m <sup>3</sup>	7,535円	→ 8,877円	1,342円	17.8%
50m <sup>3</sup>	10,075円	→ 11,867円	1,792円	17.7%
70m <sup>3</sup>	16,195円	→ 19,087円	2,892円	17.8%
90m <sup>3</sup>	22,315円	→ 26,307円	3,992円	17.8%
110m <sup>3</sup>	28,525円	→ 33,627円	5,102円	17.8%
500m <sup>3</sup>	151,375円	→ 178,317円	26,942円	17.7%

公衆浴場・水泳プール用				
使用水量	現 行	改定案	増加額	増加率
200m <sup>3</sup>	10,845円	→ 12,797円	1,952円	17.9%
500m <sup>3</sup>	25,845円	→ 30,497円	4,652円	17.9%
5000m <sup>3</sup>	250,845円	→ 295,997円	45,152円	17.9%

【パターンB】 《税込》

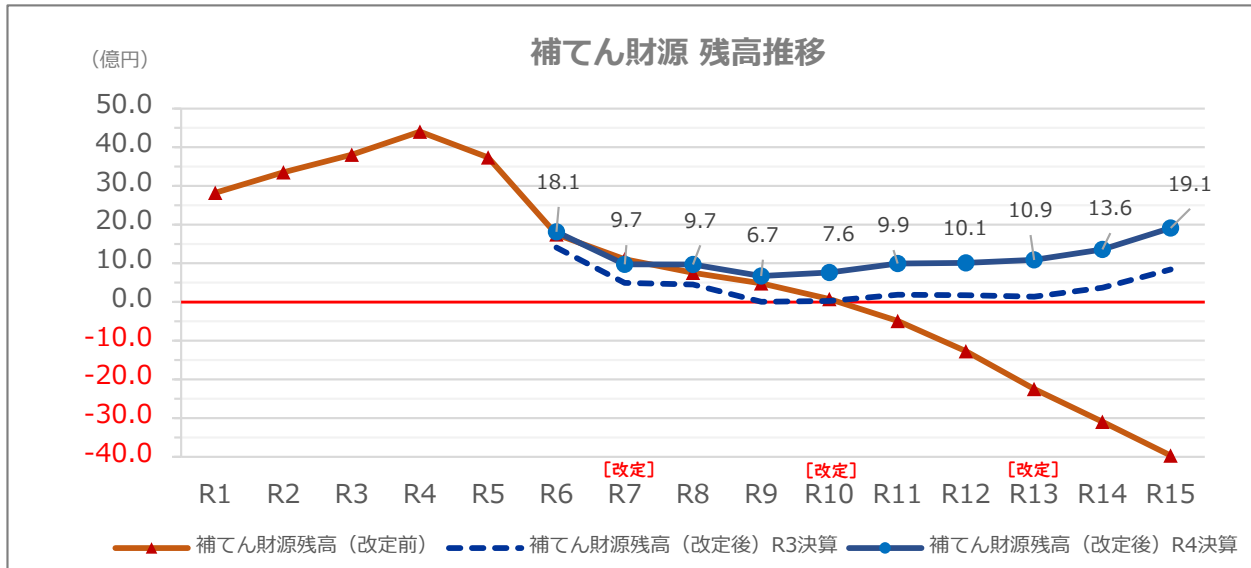
一 般 用					差額(B-A)
使用水量	現 行	改定案	増加額	増加率	
0~5m <sup>3</sup> まで	1,345円	→ 1,345円	0円	0.0%	-242円
10m <sup>3</sup>	1,345円	→ 1,585円	240円	17.8%	-2円
15m <sup>3</sup>	2,245円	→ 2,645円	400円	17.8%	-2円
20m <sup>3</sup>	3,145円	→ 3,705円	560円	17.8%	-2円
25m <sup>3</sup>	4,070円	→ 4,795円	725円	17.8%	-2円
30m <sup>3</sup>	4,995円	→ 5,885円	890円	17.8%	-2円
40m <sup>3</sup>	7,535円	→ 8,985円	1,450円	19.2%	108円
50m <sup>3</sup>	10,075円	→ 12,085円	2,010円	19.9%	218円
70m <sup>3</sup>	16,195円	→ 19,565円	3,370円	20.8%	478円
90m <sup>3</sup>	22,315円	→ 27,045円	4,730円	21.1%	738円
110m <sup>3</sup>	28,525円	→ 34,635円	6,110円	21.4%	1,008円
500m <sup>3</sup>	151,375円	→ 184,785円	33,410円	22.0%	6,468円

公衆浴場・水泳プール用					差額(B-A)
使用水量	現 行	改定案	増加額	増加率	
200m <sup>3</sup>	10,845円	→ 12,797円	1,952円	17.9%	0円
500m <sup>3</sup>	25,845円	→ 30,497円	4,652円	17.9%	0円
5000m <sup>3</sup>	250,845円	→ 295,997円	45,152円	17.9%	0円

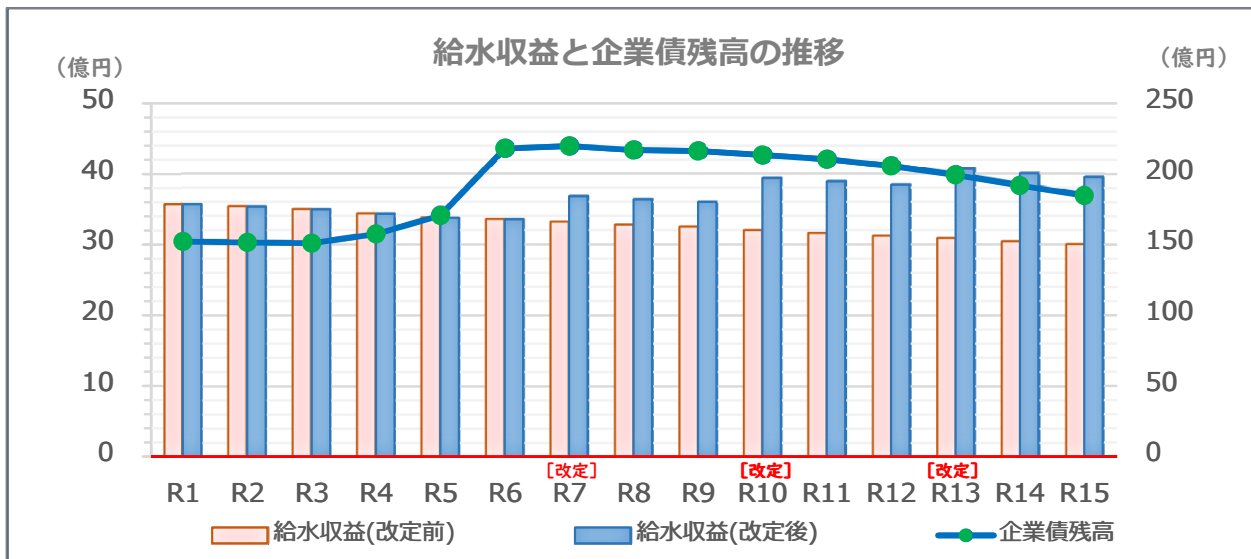
※不足分を調整した結果の増加率を(%)で表示

# 6 料金改定後の財政状況 《水道事業》

○ R7年度10.9%、R10年度10.9%、R13年度6.8%の料金改定を実施した場合の財政状況です。  
 なお、補てん財源残高は下水道事業の資金不足に対する資金の貸付を反映した金額で作成しています。



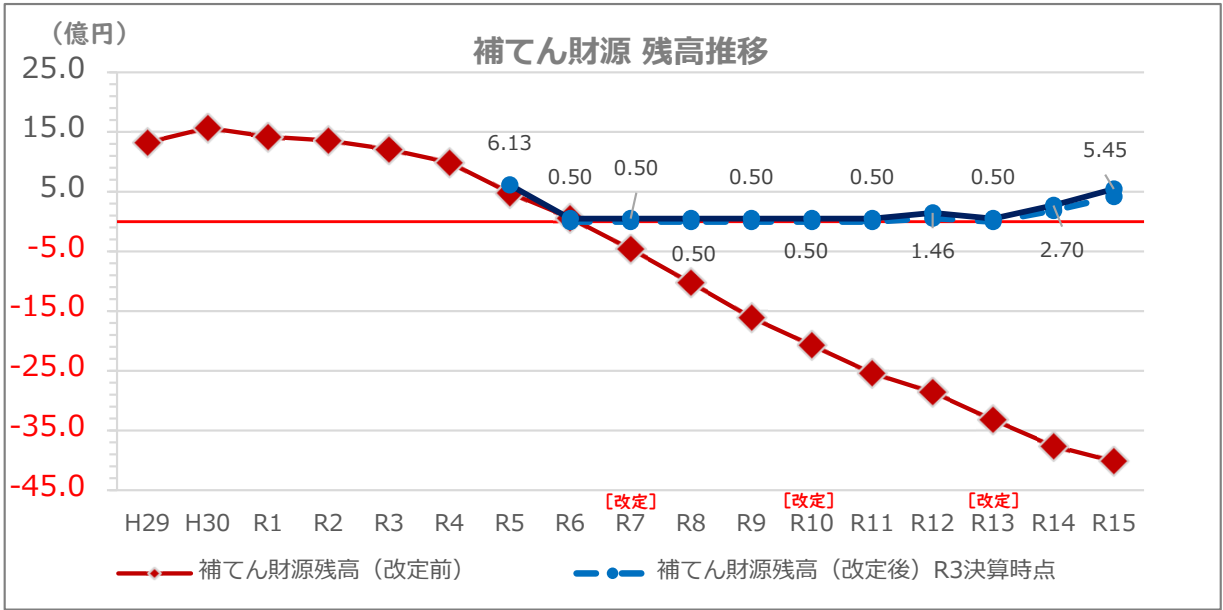
- 3回の料金改定により、補てん財源残高は約10億円を確保できています。
- 下水道事業の資金不足に対する貸付を行った場合でも、水道事業の残高はプラスを維持できる見通しです。



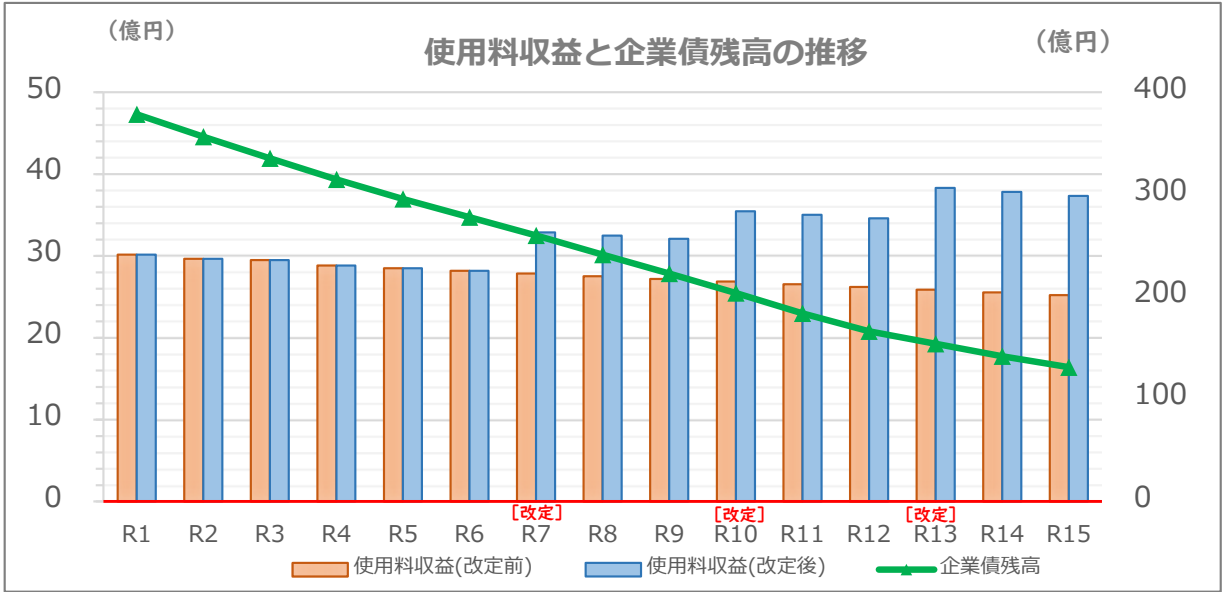
- 3回の料金改定により、給水収益は安定して推移しており、企業債償還の資金を確保できる見通しです。
- 企業債残高は、新樋の口浄水場建設に伴い、一時的に増加しますが、料金改定により新たな借入が抑制され、経営の健全化が図られる見通しです。

# 6 料金改定後の財政状況 《下水道事業》

○ R7年度17.9%、R10年度13.9%、R13年度16.0%の料金改定を実施した場合の財政状況です。  
 なお、改定後の補てん財源残高は資金不足額に対して水道事業からの借入を反映した金額で作成しています。



○ 料金改定前の残高と比較すると、大幅に改善されているものの、当面は資金不足分を水道事業から借入しながら事業を継続していく必要があります。



○ 3回の料金改定により、使用料収益は安定して推移しており、企業債償還の資金を確保できる見通しです。  
 ○ 企業債残高は、料金改定により新たな借入が抑制されています。  
 ○ 将来の世代に負担を先送りしないためにも、企業債の充当率は今後も抑制していく必要があります。

# 7 パブリックコメント

## 1 募集期間（予定）

令和6年1月22日（月）～令和6年2月21日（水）（必着）

## 2 改定（案）の閲覧方法

①市のホームページ

②市の施設（土・日曜日、祝日を除く、午前8時30分～午後5時）

弘前市上下水道部総務課、市役所総合案内所、岩木総合支所総務課、相馬総合支所民生課、市民課駅前分室、市民課城東分室、東目屋・船沢・高杉・裾野・新和・石川の各出張所  
※市民課駅前分室は土・日曜日、祝日も閲覧可。

## 3 対象者

①市内に在住・在勤・在学の人

②市内に事務所または事業所を有する個人及び法人その他の団体

③本市に対して納税義務を有する人または寄附を行う人

④この事案に利害関係を有する人

## 4 意見の提出方法

①郵送

②弘前市上下水道部総務課へ直接持参（土・日曜日、祝日を除く、午前8時30分～午後5時）

③ファクス：0172-55-9680

④Eメール：suisoumu@city.hirosaki.lg.jp

⑤「わたしのアイデアポスト」へ投函：

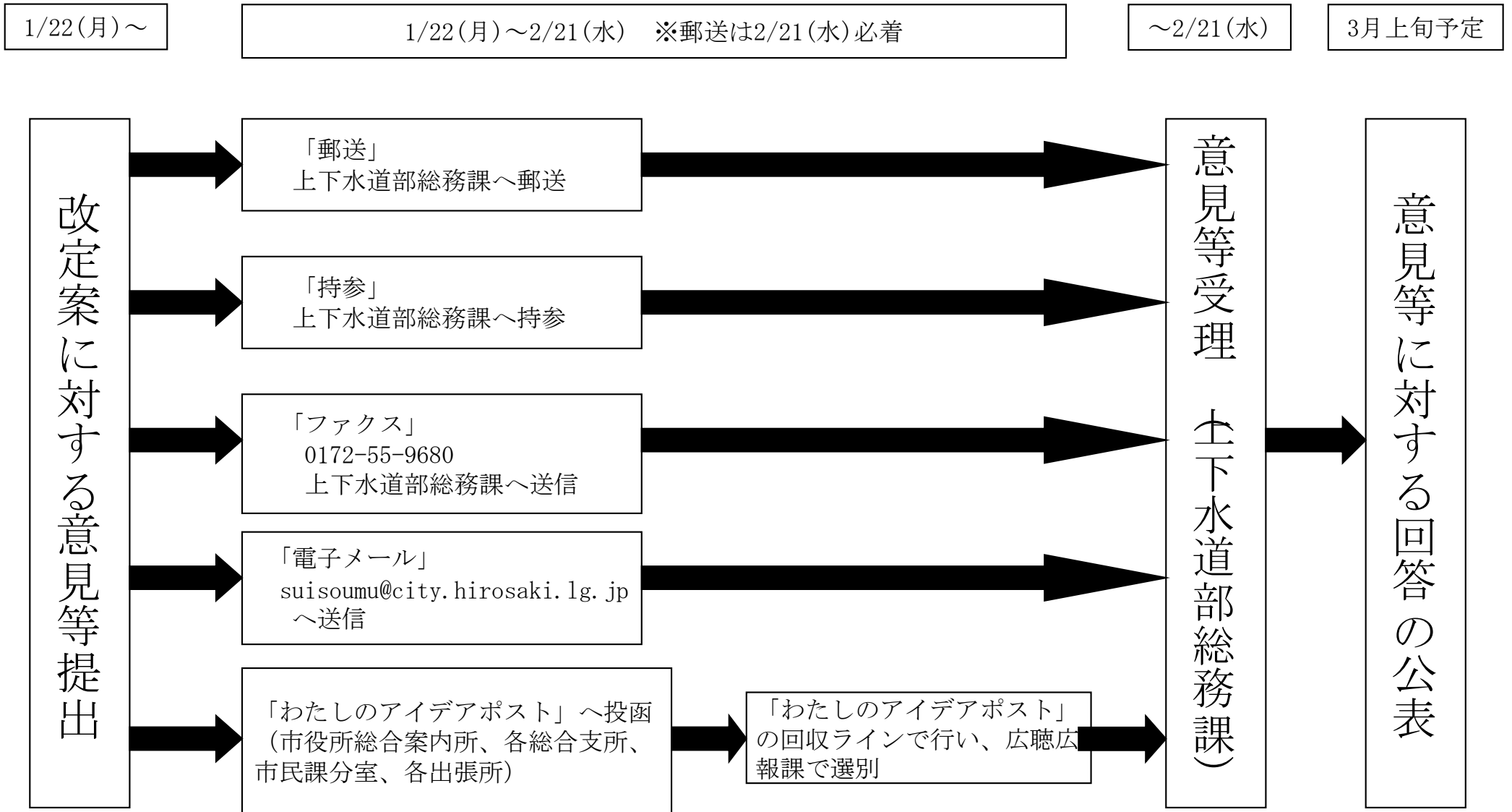
市役所総合案内所、岩木総合支所総務課、相馬総合支所民生課、市民課駅前分室、市民課城東分室、東目屋・船沢・高杉・裾野・新和・石川の各出張所に設置

※記入漏れがある場合は、意見として受け付けない。

※電話など口頭では受け付けない。

# 7 パブリックコメント

意見募集に係るフロー図





# 7 パブリックコメント

## 【A3サイズ表面】パブコメ概要版イメージ《水道》

改定  
内容

- ① .....
- ② .....
- ③ .....

・料金改定内容

・料金改定の必要性

・写真

・改定後の水道料金

・QR

・計算方法

## 7 パブリックコメント

### 【A3サイズ裏面】パブコメ概要版イメージ《下水道》

- 改定  
内容
- ① .....
  - ② .....
  - ③ .....

・料金改定内容

・写真

・料金改定の必要性

・改定後の下水道使用料

・QR

・計算方法